



## 目次

## 規則

- [建設業法施行細則の一部を改正する規則\(建設管理課\)](#)
- [埼玉県教育委員会会議規則の一部を改正する規則\(教委・総務課\)](#)
- [埼玉県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則\(教委・総務課\)](#)
- [埼玉県教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則\(教委・総務課\)](#)
- [埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則\(教委・総務課\)](#)
- [学校教育法施行細則の一部を改正する規則\(県立学校人事課\)](#)
- [教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則\(教職員採用課\)](#)
- [埼玉県教科用図書選定審議会の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則\(義務教育指導課\)](#)
- [埼玉県立図書館管理規則の一部を改正する規則\(生涯学習文化財課\)](#)
- [埼玉県立武道館管理規則及び埼玉県スポーツ推進審議会規則を廃止する規則\(スポーツ振興課\)](#)

## 訓令

- [教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令\(教委・総務課\)](#)
- [埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令\(教委・総務課\)](#)
- [埼玉県教育局等公印規程の一部を改正する訓令\(教委・総務課\)](#)

## 告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負等の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示\(入札審査課\)](#)
- [埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示\(入札審査課\)](#)
- [税務システム等ミドルウェア賃貸借に関する入札公告\(税務課\)](#)
- [税務システム等機器賃貸借に関する入札公告\(税務課\)](#)
- [特定非営利活動法人の認定に係る公示\(共助社会づくり課\)](#)
- [特定非営利活動法人の仮認定に係る公示\(共助社会づくり課\)](#)
- [朝霞都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧\(みどり自然課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [埼玉県農業振興資金についての告示の一部改正\(農業支援課\)](#)
- [建設業法第29条第1項の規定に基づく許可取消処分\(建設管理課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく基本測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく基本測量の終了\(用地課\)](#)
- [水防警報をしなければならない河川の指定\(河川砂防課\)](#)

- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [土砂災害警戒区域等の指定\(河川砂防課\)](#)
- [本庄都市計画下水道事業の事業計画の変更認可\(都市計画課\)](#)
- [児玉都市計画下水道事業の事業計画の変更認可\(都市計画課\)](#)
- [児玉都市計画下水道事業の事業計画の変更認可\(都市計画課\)](#)
- [児玉都市計画下水道事業の事業計画の変更認可\(都市計画課\)](#)
- [児玉都市計画下水道事業の事業計画の変更認可\(都市計画課\)](#)
- [ふじみ野市駒林土地区画整理組合の解散認可\(市街地整備課\)](#)
- [県道川越所沢線の供用の開始\(川越県土整備事務所\)](#)
- [県道飯能寄居線の区域の変更\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [県道飯能寄居線の供用の開始\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [選挙管理委員会の招集\(選挙管理委員会\)](#)
- [住民監査請求に係る監査結果の公表\(監査第一課\)](#)

## 規 則

建設業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第十一号

建設業法施行細則の一部を改正する規則

建設業法施行細則（昭和三十三年埼玉県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第五条、法第六条第一項及び法第十一条第一項から第四項までに規定する」を「第十三条各号に掲げる」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

## 規 則

埼玉県教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

### 埼玉県教育委員会規則第三号

埼玉県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

埼玉県教育委員会会議規則（昭和三十一年埼玉県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十五条」を「第十四条第九項及び第十六条」に、「基き」を「基づき」に、「外」を「ほか」に改める。

第二条第一項中「委員会委員長（以下「委員長」という。）」を「委員会教育長（以下「教育長」という。）」に改め、同条第二項中「委員長」を「教育長」に、「但し」を「ただし、」に改める。

第三条中「但し出席委員」を「ただし、出席した教育長及び委員会委員（以下「委員」という。）」に改める。

第五条中「委員長」を「教育長」に、「委員会委員（以下「委員」という。）」を「委員」に、「開催」を「会議に付議すべき事件を示して会議の招集」に、「あつた」を「あつた」に改める。

第六条を次のように改める。

（議案の提出）

第六条 議案を提出する者は、教育長とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員は、議案を提出することができる。

第十三条及び第十三条の二を削る。

第十二条見出し中「委員」を「教育長及び委員」に改め、同条第一項中「規定により」の下に「教育長が辞職のため委員会の同意を求めようとするときは、法第十三条第二項に規定する委員（以下「教育長職務代理人」という。）に、「を加え、「委員長」を「教育長」に改め、同条第二項中「委員長」を「教育長又は教育長職務代理人」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条第一号中「委員長」を「教育長」に改め、同条第二号中「会議録」を「議事録」に改め、同条第五号中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第十二条とする。

第十条第四項中「もつて」を「もつて」に、「委員会教育長（以下「教育長」という。）の推薦により職員」を「職員」に改め、同条を第十一条とする。

第九条の見出し中「委員」を「教育長及び委員」に改め、同条第一項中「職員（以下「職員」という。）は、「の下に「教育長又は」を加え、同条第二項中「きく」を「聴く」に改め、同条を第十条とする。

第八条（見出しを含む。）中「委員の」を「教育長及び委員の」に改め、同条中「委員長がきめる。」を「、教育長が定める。」に改め、同条を第九条とする。

第七条第一項中「ついて、」の下に「教育長又は」を加え、「出席委員」を「出席した教育長及び委員」に改め、同条第二項中「ただし書の」の下に「教育長又は」を加え、同条を第八条とする。

第六条の次に次の一条を加える。

（動議の提出）

第七条 教育長及び委員は、動議を提出することができる。

2 動議が提出されたときは、教育長は、これを議題としなければならない。

第十四条の見出しを「（議事録の作成）」に改め、同条第一項及び第二項中「会議録」を「議事録」に改め、同条第二項中「書記長がこれをつくるものとする。」を「教育長がこれを作成する。」に改める。

第十五条（見出しを含む。）中「会議録」を「議事録」に改め、同条第三号中「出席した」の下に「教育長及び」を加え、同条第十号を削り、同条第十一号を第十号とする。

第十六条（見出しを含む。）中「会議録」を「議事録」に改め、同条中「委員長、教育長及び書記長」を「教育長及び出席した委員のうちから教育長が指名する一人の委員」に改める。

第十七条（見出しを含む。）中「会議録」を「議事録」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（議事録の公表）

第十八条 議事録は、公表する。ただし、第八条第一項ただし書の規定により会議を公開しないこととした事件に係る部分については、この限りでない。

附 則

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定により同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十六条第一項の教育委員会の教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この

規則による改正後の埼玉県教育委員会会議規則の規定は適用せず、この規則による改正前の埼玉県教育委員会会議規則の規定は、なおその効力を有する。

## 規 則

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

### 埼玉県教育委員会規則第四号

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（昭和六十一年埼玉県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十六条第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

第二条の見出し中「委任」を「委任等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 教育長は、前項の規定により委任された事務について、必要と認めるとき又は教育委員会の求めがあったときは、当該事務の管理及び執行の状況を教育委員会の会議に報告しなければならない。

第三条中「前条」を「前条第一項」に改める。

第四条第二項中「及び事務処理」を「並びに当該事務の管理及び執行」に改める。

第五条中「第二条」を「第二条第一項」に改める。

### 附 則

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定により同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十六条第一項の教育委員会の教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この規則による改正後の埼玉県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の規定は適用せず、この規則による改正前の埼玉県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の規定は、なおその効力を有する。

## 規則

埼玉県教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

埼玉県教育委員会委員長 高木 康夫

### 埼玉県教育委員会規則第五号

埼玉県教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則

埼玉県教育委員会傍聴人規則（平成十一年埼玉県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「委員長」を「埼玉県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）」に改める。

第六条第一項第六号中「埼玉県教育委員会委員長（以下「委員長」という。）」を「教育長」に改め、同条第二項及び第三項中「委員長」を「教育長」に改める。

第八条中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改める。

第九条（見出しを含む。）、第十条及び第十一条中「委員長」を「教育長」に改める。

様式第一号中「(おと先)」を「(宛先)」に、「~~埼玉県教育委員会~~」を「~~埼玉県教育委員会~~」に改める。

様式第二号中「~~埼玉県教育委員会~~」を「~~埼玉県教育委員会~~」に改める。

### 附則

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定により同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十六条第一項の教育委員会の教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この規則による改正後の埼玉県教育委員会傍聴人規則の規定は適用せず、この規則による改正前の埼玉県教育委員会傍聴人規則の規定は、なおその効力を有する。



## 規 則

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

### 埼玉県教育委員会規則第六号

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成十七年埼玉県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号イ中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改める。

### 附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

## 規 則

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

### 埼玉県教育委員会規則第七号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（平成十二年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「申請」の下に「（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の設置する高等学校及び中等教育学校の設置にあつては届出）」を加える。

第四条中「申請」の下に「（指定都市の設置する高等学校及び中等教育学校の設置者の変更にあつては届出）」を加える。

第五条中「申請」の下に「（指定都市の設置する高等学校及び中等教育学校の分校の設置にあつては届出）」を加える。

第七条中「認可の申請」の下に「（指定都市の設置する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。第九条において同じ。）の広域の通信制の課程に係る学則の変更にあつては届出）」を加える。

第九条中「（中等教育学校の後期課程を含む。以下この条及び第十三条において同じ。）」を削り、「申請」の下に「（指定都市の設置する高等学校の全日制の課程、定時制の課程、通信制の課程又は学科の設置にあつては届出）」を加える。

第十三条第一項中「高等学校」の下に「（中等教育学校の後期課程を含む。）」を、「申請」の下に「（指定都市の設置する高等学校及び中等教育学校の廃止、指定都市の設置する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の全日制の課程、定時制の課程、通信制の課程若しくは学科の廃止又は指定都市の設置する高等学校及び中等教育学校の分校の廃止にあつては届出）」を加える。

### 附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

## 規 則

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

### 埼玉県教育委員会規則第八号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則(昭和四十三年埼玉県教育委員会規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「幼保連携型認定こども園」の下に「(以下「幼保連携型認定こども園」という。)」を加える。

第十八条第二項第一号口中「又はニ」を「、ニ又はホ」に改め、同項第二号中「又は特別支援学校」を「、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園」に改める。

第十九条第二項第一号ロ及びハ中「又は特別支援学校」を「、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園」に改め、同号に次のように加える。

ニ 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人(幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。次条第三項第一号において同じ。)の役員又は職員

第十九条第二項第二号中「又は特別支援学校」を「、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園」に改める。

第二十条第二項第一号口中「又はニ」を「、ニ又はホ」に改め、同項第二号中「又は特別支援学校」を「、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園」に改め、同条第三項第一号に次のように加える。

ニ 社会福祉法第二十二条に規定する社会福祉法人の役員又は職員

第二十条第三項第二号中「又は特別支援学校」を「、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園」に改める。

様式第三十及び様式第三十一を次のように改める。

手数料 埼玉県収入証紙

### 教育職員免許状授与証明書交付願

(宛先) \_\_\_\_\_ 年 月 日  
埼玉県教育委員会

ふりがな

氏 名

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

現住所

電話番号

次の教育職員免許状について、授与証明書を交付願います。

免許状種類	教科等	免許状番号	授与年月日	氏名 (本籍地)
		第 号	年 月 日	( 都・道・府・県)
		第 号	年 月 日	( 都・道・府・県)
		第 号	年 月 日	( 都・道・府・県)

証明書を必要とする理由 ( )

教育職員免許状授与証明書

本 籍 地  
氏 名  
生 年 月 日

上記の者に下記の教育職員免許状を授与したことを証明します。

記

免許状種類		
教科、事項又は領域		
免許状番号	第 号	
授与年月日	年 月 日	
授与権者	埼玉県教育委員会	
追加した領域及び 追加年月日	領域名	追加年月日
根拠規定		
有効期間の満了日	年 月 日	
備考		

年 月 日

埼玉県教育委員会

## 附 則

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 改正前の教育職員の免許状に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、  
所要の調整をして使用することができる。

## 規 則

埼玉県教科用図書選定審議会の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

### 埼玉県教育委員会規則第九号

埼玉県教科用図書選定審議会の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県教科用図書選定審議会の組織及び運営に関する規則（昭和三十九年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十一条」を「第十条」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

## 規則

埼玉県立図書館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

埼玉県教育委員会委員長 高木康夫

### 埼玉県教育委員会規則第十号

埼玉県立図書館管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立図書館管理規則（平成十五年埼玉県教育委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、埼玉県立浦和図書館（以下「浦和図書館」という。）」を削る。

第二条第一項中「図書館」の下に「（第十一条に規定する分室を除く。次条において同じ。）」を加え、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和二十二年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）又は県民の日を定める条例（昭和四十六年埼玉県条例第五十八号）に規定する日（以下「県民の日」という。）である場合を除く。）

二 月曜日が休日又は県民の日である場合の当該月曜日の翌日（当該月曜日に休日が引き続きときは、当該最後の休日の翌日）

第三条第二項中「対面朗読及び視覚障害者資料」を「視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者（以下「視覚障害者等」という。）に対する対面朗読及び点字、録音その他の視覚障害者等が利用するために必要な方式で作成された資料（以下「視覚障害者等サービス用資料」という。）」に改める。

第十条第一項ただし書を削る。

第十三条を削り、第十二条（見出しを含む。）中「視覚障害者」を「視覚障害者等」に改め、同条中「点字資料及び録音資料」を「視覚障害者等サービス用資料」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条の見出しを「（配本所）」に改め、同条中「移動図書館の運営及び」を削り、同条を第十二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（分室）

第十一条 熊谷図書館に分室を置く。

2 分室の名称及び位置は、次のとおりとする。



名 称	位 置
埼玉県立熊谷図書館浦和分室	さいたま市

3 分室の運営については、この規則に定めるもののほか、館長が別に定める。

第十四条から第十六条までを次のように改める。

(図書館の所掌事務)

第十四条 熊谷図書館においては、次の事務を所掌する。

- 一 図書館運営に係る重要施策の企画及び立案に関すること。
- 二 図書館サービスに係る事務の総合調整に関すること。
- 三 図書館資料の収集及び整理(久喜図書館において所掌するものを除く。)に関すること。

四 図書館資料の利用及び保存に係る事務の調整(久喜図書館において所掌するものを除く。)に関すること。

五 哲学、歴史、地理、社会科学及び産業の分野に係る図書館資料の保存及び参考調査に関すること。

六 地域資料及び行政資料の保存及び参考調査に関すること。

七 地域資料及び行政資料サービスに係る企画及び立案に関すること。

八 海外資料の保存及び参考調査に関すること。

九 海外資料サービスに係る企画及び立案に関すること。

十 視聴覚サービスに係る企画及び立案に関すること。

十一 分室の運営に関すること。

十二 市町村立図書館との協力業務に係る企画及び立案に関すること。

十三 協力貸出しに伴う図書館資料搬送車(以下「協力車」という。)の運行に関すること。

十四 貸出文庫の利用及び配本所の設置に関すること。

十五 図書館のコンピュータシステムの管理に関すること。

十六 図書館協議会に関すること。

十七 図書館関係団体等との協力に関すること。

第十五条 久喜図書館においては、次の事務を所掌する。

- 一 自然科学、技術、芸術、言語及び文学(以下「自然科学等」という。)の分野に係る図書館資料の保存及び参考調査に関すること。
- 二 児童図書資料の保存及び参考調査に関すること。
- 三 児童図書資料の利用に係る事務の調整に関すること。
- 四 児童サービスに係る企画及び立案に関すること。

五 視覚障害者等サービス用資料の収集、作成、整理、利用及び保存に関すること。

六 視覚障害者等サービスに係る企画、立案及び市町村立図書館への支援に関すること。

七 自然科学等の分野に係る新聞及び雑誌の収集及び整理に関すること。

八 新聞及び雑誌の利用及び保存に係る事務の調整に関すること。

九 電子メールによる参考調査に係る事務の調整に関すること。

（共通所掌事務）

第十六条 図書館においては、前二条に定めるもののほか、それぞれ次の事務を所掌する。

一 図書館資料の利用に関すること。

二 視聴覚資料の保存に関すること。

三 新聞及び雑誌の保存に関すること。

四 協力車の巡回による協力貸出し及び県内の図書館への運営に係る助言に関すること。

五 県外の図書館との相互貸借に関すること。

六 映画会の企画及び実施に関すること。

七 視覚障害者等に対する対面朗読の実施に関すること。

八 図書館資料の複写に関すること。

九 広報に関すること。

十 調査及び統計に関すること。

十一 庶務に関すること。

十二 前各号に掲げるもののほか、所掌事務に関連した事務の処理に関すること。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

## 規 則

埼玉県立武道館管理規則及び埼玉県スポーツ推進審議会規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

### 埼玉県教育委員会規則第十一号

埼玉県立武道館管理規則及び埼玉県スポーツ推進審議会規則を廃止する規則次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 埼玉県立武道館管理規則（昭和五十八年埼玉県教育委員会規則第八号）
- 二 埼玉県スポーツ推進審議会規則（平成二十三年埼玉県教育委員会規則第二十八号）

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

# 訓令

## 埼玉県教育委員会訓令第一号

埼玉県教育局

県立教育機関

教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月二十四日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

教育局等の職員の勤務時間に関する規程（昭和四十年埼玉県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

別表県立浦和図書館の項を削り、同表県立熊谷図書館の項職員の欄中「同右」を「全職員」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

## 訓 令

### 埼玉県教育委員会訓令第二号

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月二十四日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する

訓令

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程（昭和六十一年埼玉県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第二条」を「第二条第一項」に改める。

別表第一第五号教育委員会決裁事項の欄1及び2の規定中「第二十三条」を「第二十一条」に改める。

別表第二教育総務部の表総務課の項第二号教育委員会決裁事項の欄中1を削り、2を1とし、3から13までを2から12までとし、同欄14中「並びに埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十七号。以下この項において「教育長給与条例」という。）第五条の規定によりその例によることとされる場合」を削り、同欄中14を13とし、同欄15中「並びに教育長給与条例第五条の規定によりその例によることとされる場合」を削り、同欄中15を14とし、同欄16中「教育長給与条例第六条第四項又は」を削り、「（教育長給与条例第六条第六項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）若しくは」を「又は」に改め、「（教育長給与条例第六条第五項において準用する場合を含む。）」及び「教育長又は」を削り、同欄中16を15とし、同欄17中「（教育長給与条例第六条第六項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）」を削り、同欄中17を16とし、同欄18中「（教育長給与条例第六条第六項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）」を削り、同欄中18を17とし、同欄19中「（これらの規定を教育長給与条例第六条第五項において準用する場合を含む。）」を削り、同欄中19を18とし、同欄20中「（教育長給与条例第六条第五項において準用する場合を含む。）」を削り、同欄中20を19とし、同欄21中「（教育長給与条例第六条第五項において準用する場合を含む。）」を削り、同欄中21を20とし、22から25までを、21から24までとする。

## 附 則

- 1 この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定により同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十六条第一項の教育委員会の教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この訓令による改正後の埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程第六条及び別表第二教育総務部の表総務課の項第二号教育委員会決裁事項の欄の規定は適用せず、この訓令による改正前の埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程第六条及び別表第二教育総務部の表総務課の項第二号教育委員会決裁事項の欄の規定は、なおその効力を有する。

# 訓令

埼玉県教育委員会教育長訓令第一号

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県教育局等公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月二十四日

埼玉県教育委員会教育長 関根郁夫

埼玉県教育局等公印規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育局等公印規程（昭和四十六年埼玉県教育委員会教育長訓令第三号）の一部を次のように改正する。

同上	方 30	同上	一般文書用	総務課長
埼玉県教育委員会委員長印	方 30	埼玉県教育委員会委員長印	一般文書用	総務課長
埼玉県教育委員会委員長職務代理者印	方 30	埼玉県教育委員会職務代理者印	一般文書用	総務課長

別表中

を「

同上	方 30	同上	一般文書用	総務課長
----	------	----	-------	------

」に改

め、同表の（注）中「すべて」を「全て」に改める。

附則

1 この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定により同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十六条第一項の教育委員会の教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この訓令による改正後の埼玉県教育局等公印規程別表の規定は適用せず、この訓令による改正前の埼玉県教育局等公印規程別表の規定は、なおその効力を有する。

## 告 示

埼玉県告示第二百七十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年三月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年三月十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 さいたま県防災教育振興協会
- 三 代表者の氏名  
布施 政夫
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県川越市岸町一丁目四十四番地八十
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、地域住民の方々に対して、地方行政と協働し、防災教育の普及活動や防災関連事業を行うことで地域の力を高め、災害に強い地域社会の確立に寄与することを目的とする。



## 告 示

### 埼玉県告示第二百七十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定に基づき、政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負契約並びに建設工事に係る設計、調査及び測量の業務の委託契約（以下これらを「建設工事の請負等の契約」という。）のうち、平成二十七年において埼玉県が締結する契約の一般競争入札に参加する者に必要な資格等について、次のとおり定めた。

平成二十七年三月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 一般競争入札に参加する者に必要な資格

建設工事の請負等の契約の一般競争入札に参加することができる者は、入札参加資格認定申請をして、資格がある旨の認定（以下「認定」という。）を受け、被認定者名簿に登録された者とする。

#### 二 認定を受けることができない者

次のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。

- イ 地方自治法施行令第六十七条の四第一項の規定に該当する者
- ロ 埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）第九十一条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者
- ハ 埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成六年埼玉県告示第千百八号）第十四条第一項第四号若しくは第五号又は同条第二項第二号の規定により資格者名簿から抹消され、当該抹消の日から二年を経過していない者

ニ 入札公告日以後入札日までに、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成二十一年三月三十一日付け入審第五百十三号）に基づく入札参加停止措置を受けている期間がある者

ホ 入札公告日以後入札日までに、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成二十一年四月一日付け入審第九十七号）に基づく入札参加除外措置を受けている期間がある者

へ 建設工事の請負契約にあつては、次のいずれかに該当する者

(1) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による許可を受けていない者

(2) 入札参加資格認定を申請した日から一年七月前の日以後の日を審査基準日とする建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営に関する客観的事項についての審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者

ト 測量業務の委託契約にあつては、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五条第一項の規定による登録を受けていない者

チ 建築関連コンサルタント業務の委託契約にあつては、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の規定による登録を受けていない者

リ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であつて、知事が不適格であると認める者

### 三 認定を受けるための要件

認定を受けるための要件は、次に掲げる事項について定める。

イ 建設工事の請負契約にあつては、入札参加資格認定を申請した日から一年七月前の日以後の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値

ロ 年間平均完成工事高、年間平均業務実績高又は年間平均売上高

ハ 自己資本の額

### 四 認定申請の方法及び資格の有効期間

入札公告において定める。

## 告 示

### 埼玉県告示第二百七十二号

埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年三月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成六年埼玉県告示第千百八号）の一部を次のように改正する。

様式第一号を次のように改める。

行政庁 記入欄			
	1	2	3

年 月 日

## 申請地方公共団体申請書

(宛先)

埼玉県知事

\_\_\_\_年度において埼玉県電子入札共同システムで行われる建設工事請負等競争入札に参加する資格の審査を次のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

事業所の所在地又は住所

(ふりがな)

商号又は名称

事業所名

事業所代表者役職名

(ふりがな)

事業所代表者氏名

Ⓜ

ユーザID

### 記

	埼玉県	さいたま市	川越市	熊谷市	川口市	行田市	秩父市	所沢市	飯能市	加須市	本庄市	東松山市	春日部市	狭山市	羽生市
建設工事															
設計・調査・測量															
維持管理															
	鴻巣市	深谷市	上尾市	草加市	越谷市	蕨市	戸田市	入間市	朝霞市	志木市	和光市	新座市	桶川市	久喜市	北本市
建設工事															
設計・調査・測量															
維持管理															
	八潮市	富士見市	三郷市	蓮田市	坂戸市	幸手市	鶴ヶ島市	日高市	吉川市	ふじみ野市	白岡市	伊奈町	三芳町	毛呂山町	越生町
建設工事															
設計・調査・測量															
維持管理															
	滑川町	嵐山町	小川町	川島町	吉見町	鳩山町	比企町	横瀬町	皆野町	長瀨町	小鹿野町	東秩父村	美里町	神川町	上里町
建設工事															
設計・調査・測量															
維持管理															
	寄居町	宮代町	杉戸町	松伏町	越谷・松伏 水運企業団	埼玉西部 消防組合									
建設工事															
設計・調査・測量															
維持管理															

※ 競争入札参加資格の申請を希望する自治体に○を記入すること。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 埼玉県告示第二百七十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年三月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

税務システム等ミドルウェア賃貸借 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

平成27年5月11日（月）から平成32年12月31日（木）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 履行場所

埼玉県総務部税務課

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成24年埼玉県告示第1086号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 本件入札の公告日から起算して過去5年以内に、都道府県又は政令指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。）の税務システムで使用するハードウェアの納入実績があること。
- (6) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。
- (7) 埼玉県 of 県税に係る徴収金に滞納がないこと。
- (8) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁第二庁舎10階 埼玉県総務部税務課税務システム担当 鈴木 電話048-830-2662（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

本件入札の公告日から平成27年4月2日（木）午後5時までの間、上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年5月11日（月）午前10時10分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(7) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年5月8日（金）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(4) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年5月8日（金）午後5時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県庁第二庁舎10階税務電算室 平成27年5月11日（月）午前10時40分



#### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成27年4月3日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成27年 3 月27日（金）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

平成27年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of the Services Required:

Leasing Middleware for the Saitama Prefectural Taxation System

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 10:10 a.m., May 11, 2015.

By registered mail or in person: 5:00 p.m., May 8, 2015.

(3) Contact Information:

Taxation System Group, Taxation Division, General Affairs Department,  
Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2662

## 告 示

### 埼玉県告示第二百七十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年三月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

税務システム等機器賃貸借 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

平成27年5月11日（月）から平成32年12月31日（木）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 履行場所

埼玉県総務部税務課

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成24年埼玉県告示第1086号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 本件入札の公告日から起算して過去5年以内に、都道府県又は政令指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。）の税務システムで使用するハードウェアの納入実績があること。
- (6) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。
- (7) 埼玉県 of 県税に係る徴収金に滞納がないこと。
- (8) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁第二庁舎10階 埼玉県総務部税務課税務システム担当 鈴木 電話048-830-2662（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

本件入札の公告日から平成27年4月2日（木）午後5時までの間、上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年5月11日（月）午前10時10分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(7) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年5月8日（金）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(4) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年5月8日（金）午後5時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県庁第二庁舎10階税務電算室 平成27年5月11日（月）午前10時50分

#### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成27年4月3日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成27年 3 月27日（金）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

平成27年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of the Services Required:

Leasing Equipment for the Saitama Prefectural Taxation System

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 10:10 a.m., May 11, 2015.

By registered mail or in person: 5:00 p.m., May 8, 2015.

(3) Contact Information:

Taxation System Group, Taxation Division, General Affairs Department,  
Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2662

## 告 示

埼玉県告示第二百七十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十五条第一項の規定により、次の特定非営利活動法人を認定したので、同法第四十九条第二項の規定により公示する。

平成二十七年三月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

特定非営利活動法人キャンパー

二 代表者の氏名

飯 田 芳 幸

三 主たる事務所の所在地

埼玉県行田市大字北河原七百五番地

四 当該認定の有効期間

平成二十七年三月二十四日から平成三十二年三月二十三日まで



## 告 示

### 埼玉県告示第二百七十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十九条の規定により、次の特定非営利活動法人を仮認定したので、同法第六十二条において準用する第四十九条第二項の規定により公示する。

平成二十七年三月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 名称

特定非営利活動法人A，PEARL研究所

#### 二 代表者の氏名

肥 後 好 子

#### 三 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市北有楽町二十一番二号

#### 四 当該仮認定の有効期間

平成二十七年三月二十四日から平成三十年三月二十三日まで

# 告 示

埼玉県告示第二百七十八号

朝霞市から朝霞都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十七年三月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第二百七十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年三月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

春日部ショッピングセンター

埼玉県春日部市粕壁東二 十七 六外

## ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 七七二台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 七二六台

## ハ 変更年月日

平成二十七年十一月十四日

## ニ 届出年月日

平成二十七年三月十三日

## 二 縦覧期間

平成二十七年三月二十四日から平成二十七年七月二十四日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十七年三月二十四日から平成二十七年七月二十四日まで

## ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第二百八十号

昭和三十九年埼玉県告示第七百三十八号（埼玉県農業振興資金について）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年三月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

表第五項を削る。

表備考を削る。

## 告 示

埼玉県告示第二百八十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

平成二十七年三月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 処分をした年月日

平成二十七年三月十九日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番号

イ 商号

株式会社光建

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県幸手市大字神扇字八反割八六番二

ハ 代表者の氏名

宇佐見 光寿

ニ 許可番号

埼玉県知事許可（般 二十四）第六六八〇三号

三 処分の内容

法第二十九条第一項の規定に基づく許可の取消し

四 処分の原因となった事実

株式会社宇佐見工業（現在：株式会社光建）及び代表取締役は、平成二十六年十一月二十八日にさいたま簡易裁判所から職業安定法第四十四条の規定に違反した者に係る同法第六十四条違反により略式命令を受け、平成二十六年十二月十三日に罰金刑が確定した。

このことは、建設業法第二十九条第一項第二号に規定する許可の取消し事由に該当する。

# 告 示

埼玉県告示第二百八十二号

平成二十六年埼玉県告示第四百四十九号で公示した公共測量(三級基準点測量)は、平成二十六年十二月五日終了した旨測量計画機関である蕨市から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年三月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第二百八十三号

平成二十六年埼玉県告示第四百五十一号で公示した公共測量（航空写真撮影）は、平成二十七年三月十三日終了した旨測量計画機関である東松山市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年三月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第二百八十四号

平成二十六年埼玉県告示第千五百三十三号で公示した公共測量（航空写真撮影）は、平成二十七年二月二十七日終了した旨測量計画機関である小川町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年三月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司



# 告 示

## 埼玉県告示第二百八十五号

平成二十六年埼玉県告示第六百九十八号で公示した基本測量（国土調査に伴う基準点測量、電子基準点現地調査）は、平成二十七年二月二十七日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年三月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

## 埼玉県告示第二百八十六号

平成二十六年埼玉県告示第千二百号で公示した基本測量（地盤沈下関連水準測量、河川事業に伴う水準測量）は、平成二十七年二月二十七日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年三月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告示

埼玉県告示第二百八十七号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十六条第一項の規定に基づき、知事が水防警報をしなければならない河川を次のように指定した。

平成二十七年三月二十四日

埼玉県知事 上田清司

水系	河川名	区間
利根川	唐沢川	左岸 深谷市西島六五〇番一〇地先JR高崎線唐沢川橋りょう下流 端から深谷市成塚地先小山川合流点まで 右岸 深谷市西島四九〇番三地先JR高崎線唐沢川橋りょう下流端 から深谷市成塚地先小山川合流点まで

# 告 示

埼玉県告示第二百八十八号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十七年三月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一三 三〇 〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県越谷市大字長島字下百三十六番 外十七筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千六百八十四方メートル

# 告示

埼玉県告示第二百八十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成二十七年三月二十四日

埼玉県知事 上田清司

## 一 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大崎	平面図等を埼玉県さいたま県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
大和田二丁目	平面図等を埼玉県さいたま県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
御蔵台	平面図等を埼玉県さいたま県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
西山新田	平面図等を埼玉県さいたま県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
指扇領辻 <sup>3</sup>	平面図等を埼玉県さいたま県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
峰岸	平面図等を埼玉県さいたま県土整備事務所に	急傾斜地の崩壊





宮前 1	平面図等を埼玉県朝霞 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
宮前 2	平面図等を埼玉県朝霞 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
半三池	平面図等を埼玉県朝霞 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
牛房東峡	平面図等を埼玉県朝霞 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
午玉山	平面図等を埼玉県朝霞 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
北城山	平面図等を埼玉県朝霞 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
南市場	平面図等を埼玉県朝霞 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
上之郷	平面図等を埼玉県朝霞 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
上山口	平面図等を埼玉県川越 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
上山口	平面図等を埼玉県川越 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
上山口	平面図等を埼玉県川越 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊











野ヶ崎 1	大両寺	中藤下郷 1 2	中藤下郷 1 1	堂西 1 2	堂西 1 1	堂向	宮林沢	平山川	白子沢	
県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能 置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	



房ヶ谷戸 4	房ヶ谷戸 2	金山 2	曲竹 1	房ヶ谷戸 1	金山 1	入川	大両寺川	野口川	笹子川	向ヶ谷戸川
平面図等を埼玉県飯能 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流









久須美 2	久須美 1	新福寺沢	小瀬戸沢	浅間神社沢	小瀬戸 5	小瀬戸 4	小瀬戸 3	小瀬戸 8	小瀬戸 7	
県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	



永田 4	永田 3	永田 2	永田 1 2	永田 1 1	小岩井	渡場橋沢	無量寺沢	小岩井沢 2	小岩井沢 1	小岩井 3 3
平面図等を埼玉県飯能 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊

申 3 1	下直竹 2	申 2	申 1	下直竹 1	下直竹 4 2	下直竹 4 1	下直竹 3	多峰主川	宮ノ入沢	
県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	

<p>苅生 6</p>	<p>苅生 5</p>	<p>苅生 4 2</p>	<p>苅生 4 1</p>	<p>苅生 9</p>	<p>三国川</p>	<p>日向郷戸川</p>	<p>西橋場川2号</p>	<p>堂山川</p>	<p>申測 3 2</p>	
<p>平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。</p>	<p>置いて縦覧に供する。</p>
<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>土石流</p>	<p>土石流</p>	<p>土石流</p>	<p>土石流</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	









下谷ヶ貫 3	下谷ヶ貫 1 2	下谷ヶ貫 1 1	北御誉田沢 2	北御誉田沢 1	上谷ヶ貫 3	御誉田沢	金子	三ツ木沢	寺竹 4	寺竹 2
平面図等を埼玉県飯能 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

半場下	半場上 2	半場上	皆谷	かじや 3	内手	落合 1	光円寺沢	根道2号	根道1号	
山県土整備事務所に備 平面図等を埼玉県東松	え置いて縦覧に供する。 山県土整備事務所に備 平面図等を埼玉県東松	え置いて縦覧に供する。 山県土整備事務所に備 平面図等を埼玉県東松	え置いて縦覧に供する。 山県土整備事務所に備 平面図等を埼玉県東松	え置いて縦覧に供する。 山県土整備事務所に備 平面図等を埼玉県東松	え置いて縦覧に供する。 山県土整備事務所に備 平面図等を埼玉県東松	え置いて縦覧に供する。 山県土整備事務所に備 平面図等を埼玉県東松	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	













浦島 2	常木	竹平 1	午房	和千葉 1 2	和千葉 1 1	塩沢	浦島 1	午房沢	和千葉沢	
平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	









西平2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
煤川上	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
穴倉1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
煤川下 1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
煤川下 2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
煤川下 3	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
穴倉2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
中尾	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
市場2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
鳶岩 1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
鳶岩 2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊

穴部 2 2	穴部 2 1	穴部 1	大平 1	長又 2	長又 1	鳶岩	家の下沢	煤川 1	煤川 2	
県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	





薄沢	下大胡桃	坂戸	大平 2	大平 1	大平戸	大平戸	大平2	大平3	坂戸2	御霊2
平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊











二  
土砂災害特別警戒区域

土砂災害特別警戒	土砂災害特別警戒	土砂災害の発生	土砂災害の発生を
大堤 2	堀田	大堤 1	大堤 3
川塩	川塩 2	上大谷 2	上大谷 1
上向			
置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊



戒区域の名称	大崎	指扇領辻3	大和田1丁目2	木野下	南中丸	観音寺峡
区域	平面図等を埼玉県 さいたま県土整備 事務所及びさいた ま市役所に備え置 いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県 さいたま県土整備 事務所及びさいた ま市役所に備え置 いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県 さいたま県土整備 事務所及びさいた ま市役所に備え置 いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県 さいたま県土整備 事務所及びさいた ま市役所に備え置 いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県 さいたま県土整備 事務所及びさいた ま市役所に備え置 いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県 朝霞県土整備事務
原因となる自然 現象の種類	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
防止するために行 う建築物の構造の 規制に必要な衝撃 に関する事項	平面図等を埼玉県 さいたま県土整備 事務所及びさいた ま市役所に備え置 いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県 さいたま県土整備 事務所及びさいた ま市役所に備え置 いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県 さいたま県土整備 事務所及びさいた ま市役所に備え置 いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県 さいたま県土整備 事務所及びさいた ま市役所に備え置 いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県 さいたま県土整備 事務所及びさいた ま市役所に備え置 いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県 朝霞県土整備事務



	<p>に備え置いて縦覧に供する。</p>		<p>に備え置いて縦覧に供する。</p>
堀口	<p>平面図等を埼玉県朝霞県土整備事務所及び和光市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県朝霞県土整備事務所及び和光市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
宮前	<p>平面図等を埼玉県朝霞県土整備事務所及び和光市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県朝霞県土整備事務所及び和光市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
市場峡	<p>平面図等を埼玉県朝霞県土整備事務所及び和光市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県朝霞県土整備事務所及び和光市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
向山峡 2	<p>平面図等を埼玉県朝霞県土整備事務所及び和光市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県朝霞県土整備事務所及び和光市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
宮前 1	<p>平面図等を埼玉県朝霞県土整備事務所及び和光市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県朝霞県土整備事務所及び和光市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
宮前 2	<p>平面図等を埼玉県朝霞県土整備事務所及び和光市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県朝霞県土整備事務所及び和光市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>

	半三池	牛房東峽	午王山	北城山	南市場	上之郷
に供する。	平面図等を埼玉県朝霞県土整備事務所及び和光市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県朝霞県土整備事務所及び和光市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県朝霞県土整備事務所及び和光市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県朝霞県土整備事務所及び和光市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県朝霞県土整備事務所及び和光市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県朝霞県土整備事務所及び和光市役所に備え置いて縦覧に供する。
	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
に供する。	平面図等を埼玉県朝霞県土整備事務所及び和光市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県朝霞県土整備事務所及び和光市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県朝霞県土整備事務所及び和光市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県朝霞県土整備事務所及び和光市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県朝霞県土整備事務所及び和光市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県朝霞県土整備事務所及び和光市役所に備え置いて縦覧に供する。





鶴馬1丁目	諏訪2丁目	諏訪1丁目	鵜ノ木2	八幡神社2	鵜ノ木1	
平面図等を埼玉県	平面図等を埼玉県 川越県土整備事務 所及び富士見市役 所に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 川越県土整備事務 所及び富士見市役 所に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 川越県土整備事務 所、飯能県土整備 事務所、狭山市役 所及び入間市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 川越県土整備事務 所及び狭山市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 川越県土整備事務 所及び狭山市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	所及び狭山市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
平面図等を埼玉県	平面図等を埼玉県 川越県土整備事務 所及び富士見市役 所に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 川越県土整備事務 所及び富士見市役 所に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 川越県土整備事務 所、飯能県土整備 事務所、狭山市役 所及び入間市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 川越県土整備事務 所及び狭山市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 川越県土整備事務 所及び狭山市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	所及び狭山市役所 に備え置いて縦覧 に供する。





	<p>所及び富士見市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>		<p>所及び富士見市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>打越公園</p>	<p>平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び富士見市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び富士見市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>正網</p>	<p>平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び富士見市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び富士見市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>城ノ下</p>	<p>平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び富士見市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び富士見市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>白子 3</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>白子 4</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>白子 5</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>



	<p>中藤下郷 1</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
<p>中藤下郷 2</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
<p>大両寺</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
<p>野ヶ崎 1</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
<p>野ヶ崎 2</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
<p>種木 1</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>





金山 3	房ヶ谷戸 4	房ヶ谷戸 2	金山 2	曲竹 1	房ヶ谷戸 1	
平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。



<p>倉掛川 3</p>	<p>倉掛川 2</p>	<p>倉掛川 1</p>	<p>曲竹 5</p>	<p>曲竹 4</p>	<p>曲竹 3</p>	
<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>に供する。</p>
<p>土石流</p>	<p>土石流</p>	<p>土石流</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	
<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>に供する。</p>







小瀬戸 7	小瀬戸 6	小瀬戸 1	畑中沢 2	畑中沢 1	畑中 3	
平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	
平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。



	<p>久須美 2</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>に供する。</p>
<p>千歳沢</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
<p>白鬚神社沢 1</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
<p>白鬚神社沢 3</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
<p>東光寺沢</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
<p>下モ田川</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>





下直竹 4 2	下直竹 4 1	下直竹 3	多峰主川	宮ノ入沢	永田 4	
平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	
平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。





	日向郷戸川	土石流	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>苧生 9</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>苧生 4 1</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>苧生 4 2</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>苧生 5</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>苧生 6</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>





<p>ミイ道沢</p>	<p>高山</p>	<p>細田 5 2</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
<p>土石流</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
<p>細田</p>	<p>細田</p>	<p>細田 5 1</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
<p>細田</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
<p>細田</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>細田 4 2</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
<p>細田</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>細田 4 3</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>



	<p>南峯 5</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び入間市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
	<p>南峯 2</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び入間市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
<p>寺竹 1</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び入間市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び入間市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
<p>寺竹 2</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び入間市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び入間市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
<p>寺竹 4</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び入間市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び入間市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
<p>三ツ木沢</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び入間市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び入間市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>





半場上 2	半場上	皆谷	かじや 3	内手	落合 1	
東松山県土整備事 平面図等を埼玉県	東松山県土整備事 務所及び東秩父村 役場に備え置いて 縦覧に供する。	東松山県土整備事 務所及び東秩父村 役場に備え置いて 縦覧に供する。	東松山県土整備事 務所及び東秩父村 役場に備え置いて 縦覧に供する。	東松山県土整備事 務所及び東秩父村 役場に備え置いて 縦覧に供する。	東松山県土整備事 務所及び東秩父村 役場に備え置いて 縦覧に供する。	飯能県土整備事務 所及び入間市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
東松山県土整備事 平面図等を埼玉県	東松山県土整備事 務所及び東秩父村 役場に備え置いて 縦覧に供する。	東松山県土整備事 務所及び東秩父村 役場に備え置いて 縦覧に供する。	東松山県土整備事 務所及び東秩父村 役場に備え置いて 縦覧に供する。	東松山県土整備事 務所及び東秩父村 役場に備え置いて 縦覧に供する。	東松山県土整備事 務所及び東秩父村 役場に備え置いて 縦覧に供する。	飯能県土整備事務 所及び入間市役所 に備え置いて縦覧 に供する。





	縦覧に供する。		縦覧に供する。
八重蔵向 2	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。
唐澤	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。
白石 1 1	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。
白石 1 2	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。
白石 1 3	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。
白石下	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。

白石 6	白石 5	白石 4 2	白石 4 1	白石 3 2	白石 3 1	白石 2
平面図等を埼玉県	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び東秩父村 役場に備え置いて 縦覧に供する。	縦覧に供する。	縦覧に供する。	縦覧に供する。	縦覧に供する。	縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
平面図等を埼玉県	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び東秩父村 役場に備え置いて 縦覧に供する。	縦覧に供する。	縦覧に供する。	縦覧に供する。	縦覧に供する。	縦覧に供する。



<p>塩沢</p>	<p>槻川支 N3</p>	<p>槻川支 N2</p>	<p>奈多良沢</p>	<p>茗ヶ沢</p>	<p>琴平沢</p>
<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>事務所及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>土石流</p>	<p>土石流</p>	<p>土石流</p>	<p>土石流</p>	<p>土石流</p>	<p>土石流</p>
<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>事務所及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。</p>





	<p>覧に供する。</p>		<p>覧に供する。</p>
<p>和千葉 1 1</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>和千葉 1 2</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>午房</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>竹平 1</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>常木</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>浦島 2</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>



薄西平 2	薄西平 1	薄日向	出原 4	出原 3	出原 2	
秩父県土整備事務 平面図等を埼玉県	秩父県土整備事務 平面図等を埼玉県 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	秩父県土整備事務 平面図等を埼玉県 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	秩父県土整備事務 平面図等を埼玉県 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	秩父県土整備事務 平面図等を埼玉県 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	秩父県土整備事務 平面図等を埼玉県 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
秩父県土整備事務 平面図等を埼玉県	秩父県土整備事務 平面図等を埼玉県 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	秩父県土整備事務 平面図等を埼玉県 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	秩父県土整備事務 平面図等を埼玉県 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	秩父県土整備事務 平面図等を埼玉県 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	秩父県土整備事務 平面図等を埼玉県 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。

小倉 2 1	加明地 2	加明地 1	日向大谷 3	日向大谷 2	日向大谷 1	
平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 所に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 所に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。





日向	加明地	出原沢2	出原沢1	日向大谷	薄日向3
平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊
平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。
隼人沢	平面図等を埼玉県	土石流	平面図等を埼玉県	薄日向3	







	<p>場に備え置いて縦覧に供する。</p>		<p>場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>下大塩 1</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>坂戸 1</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>下大塩 2</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>下大塩 3</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>穴部 3</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>御霊 1</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦</p>







	<p>所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>		<p>所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>押留沢</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>かつみ沢</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>柏沢</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>薬師堂1</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>桜本1</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>桜本2</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役</p>



	<p>覧に供する。</p>		<p>覧に供する。</p>
<p>間庭3</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>原沢2</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>原沢1</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>上野沢1</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>上野沢2</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>小森中平</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>







	下向1	滝の沢	下向2	大西	遠東	大堤
所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役
	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役

	<p>場に備え置いて縦 覧に供する。</p>		<p>場に備え置いて縦 覧に供する</p>
<p>大西</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>
<p>下向</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>
<p>押留</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>
<p>見違</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>
<p>上向</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>
<p>上大谷 1</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦</p>

	<p>覧に供する。</p>		<p>覧に供する。</p>
<p>上大谷 2</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>川塩 2</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>川塩 7</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>大堤 3</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>大堤 1</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>堀田</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>

<p>大堤2</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>

# 告 示

埼玉県告示第二百九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十一年埼玉県告示第三百八十一号で告示した本庄都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 施行者の名称

本庄市

## 二 都市計画事業の種類及び名称

本庄都市計画下水道事業本庄公共下水道

## 三 事業施行期間

昭和五十一年三月十六日から

平成二十八年三月三十一日まで

## 四 変更に係る事業地

### イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

### ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

# 告示

埼玉県告示第二百九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十七年埼玉県告示第四百五十一号で告示した児玉都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十四日

埼玉県知事 上田清司

- 一 施行者の名称  
本庄市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
児玉都市計画下水道事業児玉公共下水道
- 三 事業施行期間  
昭和十七年三月四日から  
平成二十八年三月三十一日まで
- 四 変更に係る事業地  
イ 汚水  
（１） 収用の部分  
変更なし  
（２） 使用の部分  
変更なし



# 告 示

埼玉県告示第二百九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十七年埼玉県告示第四百五十二号で告示した児玉都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 施行者の名称  
美里町
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
児玉都市計画下水道事業美里公共下水道
- 三 事業施行期間  
平成十七年三月四日から  
平成二十八年三月三十一日まで
- 四 変更に係る事業地  
イ 汚水  
（１） 収用の部分  
変更なし  
（２） 使用の部分  
変更なし

# 告 示

埼玉県告示第二百九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十七年埼玉県告示第四百五十三号で告示した児玉都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 施行者の名称  
神川町
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
児玉都市計画下水道事業神川公共下水道
- 三 事業施行期間  
平成十七年三月四日から  
平成二十八年三月三十一日まで
- 四 変更に係る事業地  
イ 汚水  
（１） 収用の部分  
    変更なし  
（２） 使用の部分  
    変更なし

# 告示

埼玉県告示第二百九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成七年埼玉県告示第千六百五号で告示した児玉都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

上里町

二 都市計画事業の種類及び名称

児玉都市計画下水道事業上里公共下水道

三 事業施行期間

平成七年十一月二十八日から

平成二十八年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

# 告 示

埼玉県告示第百九十五号

土地区画整理法昭和二十九年法律第百十九号(第四十五条第二項の規定により、  
ふじみ野市駒林土地区画整理組合の解散を認可した。

平成二十七年三月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十四日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯塚 孝

<p>川越所沢線</p>	<p>路線名</p>
<p>川越市新宿町三丁目一番十地先から 同市新宿町三丁目一番二地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限 る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十七年三月二十四日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長六三・〇〇メートル</p>	<p>備考 交差点改良工事による。 平成二十五年八月二日川越県土 整備事務所長告示第二十二号で 告示した道路区域の一部供用開 始である。</p>

# 告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十四日

埼玉県飯能県土整備事務所長 内藤 敏 夫

一 道路の種類 県道

二 路線名 飯能寄居線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
日高市大字猿田字東田一四七番 五地先から同市大字猿田字東田 一四七番五地先まで		区 間
一六・四〇 一八・七〇	一五・一〇	敷地の幅員 (メートル)
五・一〇		延長 (メートル)
平成十一年十一月十九日付け埼玉県飯 能県土整備事務所長告示第千四百八十 四号で告示した道路予定区域の一部変 更である。 道路改築工事		備 考



# 告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十四日

埼玉県飯能県土整備事務所長 内 藤 敏 夫

飯能寄居線	路線名
日高市大字猿田字東田一四七番五地 先から同市大字猿田字東田一四七番 五地先まで	供用開始の区間
平成二十七年三月二十四日	供用開始の期日
平成二十七年三月二十四日付け埼玉 県飯能県土整備事務所長告示第三号 で告示した道路予定区域の供用開始 である。 延長五・一〇メートル	備考

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年三月二十四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内 藤 知行

### 一 許可番号

平成二十七年三月十七日

指令越建セ第二六〇〇三三二号

### 二 検査済証番号

平成二十七年三月十九日

越建セ第五二四一一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字山崎百七十五番十

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台東二―三―二 メゾンドソフィア高野台四〇二

鈴木 克己

# 告 示

埼玉県選管告示第十三号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十七年三月二十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副 次

一 日時 平成二十七年三月二十七日 午前十時

二 場所 埼玉教育会館三階三〇三会議室

三 議題

ア 専決処分の承認について

イ 埼玉県選挙管理委員会の保有する個人情報等の保護に関する規程の一部改正について

ウ 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

# 告 示

埼玉県監査委員告示第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第四項の規定により、住民監査請求に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成二十七年三月二十四日

埼玉県監査委員 寺 山 昌 文

埼玉県監査委員 荒 井 伸 夫

## 第1 監査の請求

### 1 請求人

狭山市 田中寿夫  
(以下略)

### 2 請求書の受付

平成27年1月26日

### 3 請求の内容 (原文に沿って記載。ただし、項目番号の付け替え等を行った。また、事実証明書の1について資料に掲載した。)

#### (1) 請求の要旨

##### ア 請求の対象者

埼玉県知事 上田 清司

##### イ 請求の趣旨

埼玉県知事上田清司は、埼玉県議会全会派に対して県政調査費及び政務活動費(以下県政調査費等という)を県政調査研究に資するため必要な経費の一部として会派に交付している。

このうち『民主党・無所属の会』及び『刷新の会』会派の一部議員が平成23～25年度、法令及び埼玉県議会が制定した「埼玉県県政調査費の交付に関する条例 平成13年3月27日に条例第50号そして「埼玉県県政調査費交付規程」平成13年4月1日 議会告示第3号。「埼玉県政務活動費の交付に関する条例 平成23年3月27日に条例第50号(以下「本条例」という。)及び「埼玉県政務活動費交付規程」平成23年4月1日議会告示第3号(以下「本規程」という。)ほかの関係規程(注1)の定め逸脱し、または違法・不適切な公金の支出が見受けられた。

これは埼玉県知事上田清司が県政調査費等執行の適切な監査を怠ったのが原因である。以上により指摘する下記事項につき、当該会派及び議員に対し違法・不当に支出した県政活動費等の返還をさせるための必要な措置をとることを請求する。

横浜地裁判決(注2)より、監査請求は継続性ある案件に関し、過去にも及ぶとの判例があり、平成23～25年度分の県政調査費及び政務活動費について監査請求する。

(注1)「ほかの関係規程」とは、埼玉県議会 平成21年4月県政調査費運用指針及び埼玉県議会平成23年3月政務活動費運用指針を指す。

(注2)平成20年(行ウ)第19号 横浜地裁判決 平成25年6月19日を指す。

#### 記

民主党・無所属の会所属中川浩議員、刷新の会所属井上航議員、石田昇議員、江野幸一議員、中屋敷慎一議員、鈴木正人議員、藤沢慎也議員に対し平成23～25年度分として同会派に支給した県政活動費等中、違法不当に支出した次の金額を

県に返還させよ。

1、民主党会派人件費につき	
25年度	213,060円
2、民主党 中川浩議員につき	
23年度 金	204,480円
24年度 金	303,456円
25年度 金	2,631,526円
計 金	3,139,462円
合計	3,352,522円、
3、刷新の会につき	
23年度 金	5,026,441円
24年度 金	5,763,850円
25年度 金	6,736,466円
計 金	17,526,757円

## (2) 請求の理由

### ア 民主党・無所属の会に対する請求の理由

- ① 民主党会派が契約する事務員の賃金は労働契約書第3条④で賃金の締切日及び支払方法で、毎月月末翌15日（支給日が休日にあたる時は前日）に支払う。と定めている。（資料25年度 人件費 P2）。

この契約からすると平成25年4月8日の2月分及び同15日に支払った3月分の給料は平成24年度会計で支払わなければならない。しかしながら民主党会派は平成25年度の予算で支払った。（資料25年度人件費 1～12 17～20）

これは地方自治法第208条で定める会計年度及びその独立の原則に違反し違法な支出である。

- ② 民主党中川浩議員につき、

23年度人件費について、この当時中川浩議員は政務事務所を開設しておらず、職員の就業場所がない。さらに6月から8月までは臨時職員の時間給契約はしてあるものの、就業実態を示す資料の添付もなく領収書の添付もない。これは公金の不適切な支出にあたる。（資料23年度人件費 P58～59 P106～107 P152～153）

また、9月から3月にかけての月額定額支払いについては、提出した労働契約書に労働基準法第15条の絶対的明示事項である「始業及び就業の時刻、超過勤務の有無、休憩時間、休日休暇等に関する事項、賃金決定計算及び支払方法、昇給に関する事項」等、最低限明示しなければならないものが、定められていない。これは、同法違反であり、さらに労働実態の把握ができる資料の添付もなく領収書の添付もない支払であり、違法不当な支出である。（資料23年度人件費 P200～201 P240～241 P278～279 P327～328 P378～379 P426～427 P493～494）

平成24年度及び25年度においても同様であるほか、3か月分まとめて支払っており、これも労働基準法第24条第2項「賃金は、毎月一回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。」に違反する。いずれも労働実態の

報告資料、領収書の添付がなく違法不当な支出である。(資料別添 2 4. 2 5 年度人件費)

次に平成 2 5 年度の広報費では、2 6 年 3 月 3 1 日に地域広告社レッツクラブに広報紙ポスティング代として見積書の添付だけで銀行振込を行っているが、(資料 2 5 年度広報費 P732~733) 同社を調査の結果、実際に新聞が持ち込まれたのは翌年度の 4 月 1 5 日であり、配布が 1 7 日であった。

また、領収書及び振込伝票(資料 2 5 年度広報費 P734 P730~731) で 3 月 3 1 日の支払いの 1 3 9 号のひろし新聞は、印刷所の印刷工房弁慶で社員に確認したところ、2 6 年 4 月 1 5 日の納品であったことが分かった。

さらに、新規ウェブサイト作成費として(有)アイ電気テクノクルーズに銀行振込しているが、(資料広報費 P726~727) 同ウェブがアップされたのは 4 月に入ってからであり、その後内容の修正が入っていることから納品は完成品ではないことが分かった。

また、ウェブサイト年間管理費として支払っているのは翌年度分の管理費(資料 2 4 年度広報費 P728~729) であり、これらも地方自治法第 2 0 8 条で定める会計年度及びその独立の原則に違反し、違法不当な支出に当たる。

また、中川浩議員は同年 3 月 3 1 日に(有)サンバーディを仲介とし、4 月 1 日から事務所の賃貸契約を結んでいるが(資料 2 5 年度事務所費 P414~416)、賃貸精算書の契約日は 4 月 1 日となっており、2 5 年度としての支出としては認められないばかりか、中川浩議員は 4 月 1 日から 2 日にかけて福島原発~南三陸町に視察に出ており、4 月 1 日から事務所の設置の必要性がなかった。

何より写真のとおり平成 2 6 年 1 0 月 1 1 日現在、事務所には政務事務所としての表記がないばかりか、平成 2 7 年 1 月 6 日に現在に至ってもホームページには政務事務所の開設について告知もない。(別途 5・6 事実証明書添付) これは政務活動費運用基準の事務所の要件、政務活動のため必要な事務所としての外形(看板・表示等)を有してはおらず、政務活動費としての支出は不適切である。

同議員は交通費に関しても年度末に西武鉄道・JR 東日本鉄道の 6 か月の定期券を購入しており(資料 2 5 年度交通費 P599~600)、いずれも領収書では 3 月 2 7 日からの使用となっているが、翌年度分として購入したのは明らかである。

中川議員はタクシー領収書(資料 2 5 年度交通費 P609~613) のとおり、自宅から本川越駅経由で県庁に向かっており、少なくとも片道は定期券を利用していない。また、2 8 日のタクシー領収書は自宅から市内意見交換と記入しており、市内で活動していた記録である。(資料平成 2 5 年度交通費 P615~616)

また、3 0 日には自宅から入間市武蔵藤沢公民館までタクシーで往復しており(資料平成 2 5 年度交通費 P621~622)、また、事務所借用のため不動産会社を訪問していることから定期券の利用はなかったとおもわれる。

さらに、3 1 日は当初指摘の通り、印刷費用やホームページ等の支払い、事務所賃貸契約関係で対応していたと考えられ、定期券購入は無駄遣いそのものと言わざるを得ない。

平成 2 5 年度中にも定期券の購入はあったが、交通費の清算ではこの鉄道区間以外の利用がかなり多く見受けられ、定期券購入そのものが無駄遣いではないかと感じさせられることが多々あった。



この定期券購入に関しても不適切な支払いである。

- ③ 刷新の会江野幸一議員、中屋敷慎一議員、鈴木正人議員、藤沢慎也議員は政務活動費運用指針の備品購入費で5万円を超える場合には充当できない。としているにも関わらず、別々に購入したように偽装し、別紙資料（平成25年度事務費 P973～977 P882 P915～916 P960～962 P903～905 P907～912 P947 P949～953 P913～914 P923）のとおりパソコンや車載用アンプ等の備品を購入した。特に車載アンプや車載スピーカーなどは、政務活動に使用しているが、必要であれば3年前には購入しているべきであり、これらの購入は統一地方選挙に向けた準備と解釈せざるを得ず、政務活動費を支出することは認められない。運用指針にも抵触していることから不当な支出である。
- ④ 井上航議員の自動車リース料は、平成23年度から続いており、支出の伝票にホンダファイナンスのリース申込書控のコピー添付だけで複数年リース料を支出しているが、リース契約が成立したかどうかの書類もなく、支払った領収書または銀行口座引き落とし等の証明の添付もない。支払いも3か月分まとめて支払っているなど公金である政務活動費の支出に対する意識がないと言わざるを得ない。これは確実にリース契約が成立した証拠書類が添付されていないことや、口座引き落としまたは領収書の添付もなく不当な支出に当たる。また、リース契約も期間満了後買い取りができる契約も存在すること、買い取りができないまでも満了後は低廉なリース料で使用継続が可能であること、県議会議員を辞めた後もリース料を支払っていれば利用可能なことから資産形成にあたる可能性がある。これは、政務活動費の運用指針「政務活動費充当する際の基本的な原則」2の資産形成につながるものではないこと。の①に明らかに抵触し、年間50日間前後の定例議会に出席するほかは政務活動、後援会活動、政治活動等が混在し、車の利用頻度から言っても4年任期の県議会議員にとって、車のリースを政務活動費から支出する合理的理由があることは認められず、不適切な支出である。（資料別添平成23. 24. 25年度交通費）
- ⑤ 石田昇議員は、平成23年度から井上航議員と同様自動車のリースを利用しているが、23年度5～6月は(有)石田綜建興業からの月額7万円で5月1日からリース契約をしていた。（資料平成23年度交通費 P5～6 P9～10）しかしながら月額7万円の根拠も定かではなく、5月25日にはタクシー利用の交通費支出（資料平成23年度交通費 P3）があり、また、契約書の日付欄は手書きであることから遡ってリース契約したものと思われる。また、会社謄本調査の結果、同議員は同社の役員にも就任中であり、政務活動運用指針から見ても不適切な支出である。
- ⑥ さらに、同年6月からはニッサンオートクレジットを利用し車を購入しているが、これはリース契約ではなくクレジット契約であり、明らかに政務活動費運用指針「政務活動費充当する際の基本的な原則」2の資産形成につながるもので不適切な支出に当たる。（資料別添平成23. 24. 25年度交通費）
- ⑦ 平成25年12月28日に支出している事務費で、応接ソファ、応接テーブルはセットで購入したものであり、5万円を超える備品であり、分割した支出証明書で偽装することは許されず、不適法な支出である。
- ⑧ 事務所費に関しても賃貸契約の相手方は黒塗りで不明であるが、建物の名称は「石田切手交友会」としてあり、登記簿謄本調査では土地及び建物は親族名

義であり、政務活動運用指針の資産形成につながる不適切な支出である。

- ⑨ 平成27年1月10日に政務事務所を訪問したが、石田昇政務事務所の看板はあるものの、写真のとおりAの看板及びポスターや減税日本名古屋市長河村たかしのポスター、及び上田知事、河村市長、Aの3連ポスターも事務所前面いっぱいには貼られていることから、政務活動費で負担する事務所とは認められない。
- ⑩ 人件費に関しても職員に対する支払いを事前に3か月分充当し、支払いを証明する資料が全くついていないこと、源泉所得税を徴収していないこと、雇用保険に加入していないことや支払いが証明される資料がなく、不適切な支払いであり、特に平成25年7月31日の支出文書(資料 113~115)臨時職員として使用している職員は、Bとなっており姻戚関係であることがうかがわれることから不適切な支出であるといえる。

これらの調査で、本来個人負担であれば使用しないと料する徒歩圏内の県庁～浦和駅、県庁から武蔵浦和駅、川越市駅から本川越駅など、公共交通機関があるにもかかわらずタクシーの利用頻度が高いこと、寄付金に該当するような団体に対する年会費、親睦団体に対する年会費、飲酒が伴う懇親会費等不適切な支出が数多く見受けられ、いずれも監査請求の対象になりうる。

埼玉県知事上田清司は、公金である政務活動費が違法、不当に支出されているにも関わらず、条例に基づき県議会の請求に応じて支出を行ってきたのは公金の管理を怠ってきた結果である。

県議会は執行機関のチェック機関であり、その監査を行う議員も監査委員に就任していることなどから、執行機関以上に公金の支出に関して厳格であるべきであり、政務活動費の条例も本来、地方自治法第210条（総計予算主義の原則）「一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。」に準じた条例に改正すべきである。

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

#### 事実証明書

- 1、県政調査費・政務活動費返還請求一覧及び集計
- 2、民主党年度別科目別政務活動支出証明書及び添付資料
- 3、刷新の会度別科目別政務活動支出証明書及び添付資料
- 4、石田昇政務事務所写真
- 5、中川浩議員事務所写真
- 6、中川浩ホームページ写真
- 7、石田昇政務事務所 不動産登記簿謄本 写
- 8、有限会社石田綜建興業 法人登記簿謄本 写

## 第2 監査委員の除斥

本件請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条の2の規定により、議員のうちから選任された監査委員は監査手続きに加わらなかった。

## 第3 請求の要件審査

本件請求は法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認めた。法第242条第2項に規定する要件については、監査の中で判断することとした。

## 第4 監査の実施

### 1 監査対象事項

請求書及び事実証明書に基づき摘示のあった支出について監査の対象事項とした。

### 2 監査対象機関

議会事務局

### 3 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成27年2月16日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、新たな証拠の提出はなく、請求人のうち1名からの陳述があった。

請求人の陳述の際、法第242条第7項の規定に基づき、議会事務局職員が立ち会った。

また、同日、議会事務局職員の陳述の聴取を行った。その際、法第242条第7項の規定に基づき、請求人が立ち会った。

#### (1) 請求人の陳述の要旨

埼玉県は地方自治法に基づき、埼玉県議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、埼玉県議会における会派に対し、政務活動費を交付するにあたって「埼玉県政務活動費の交付に関する条例」を定めており、平成25年に「埼玉県県政調査費の交付に関する条例」として公布している。

しかし、これらの条例の内容は、別表によって詳細が定められているものの、きわめて不明確で曖昧な内容であり、公金支出に当たって厳格な規定がない。

地方自治法第2条第14項、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない、と定めている。また、第14条では、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができるとして、条例が法令違反であってはならないと定めている。

条例では、議員一人当たりの県政調査費が会派に所属する議員数を会派の請求に

よって埼玉県が支出し、その用途について同規則の制定はあるものの議会の裁量に委ねられ、公金である県政調査費が適切に使用されているかどうかチェックさえ不可能な状態となっている。

現在定めている「埼玉県県政調査費の交付に関する条例」は地方自治法第2条第14項に抵触するおそれもあり、また、県民の血税を使わせていただいて有効に活用しようとする議員の意識が希薄であるとともに、兵庫県議会における違法な執行と同様なケースが生じる可能性もあると考えられることから、執行機関と同様に県政調査費が厳格、適切に執行されることを担保されないならば、県政調査費の条例自体廃止すべきであると主張する。

オンブズマンは、今回、情報開示条例に基づき開示請求を行って調査したところ、多数の不適切と思われる支出が発見された。

その中で指摘すべき事項は、県政調査費の使用による議員個人の資産増加や、不正な備品の取得である。

事務所や事業所の賃貸料や人件費が親族や自ら役員に就任している事業所に支払われている事実及び事業所に雇用されているにもかかわらず、県政調査における臨時職員と兼務とみられる支出がある。

政務活動費を充当する際の基本的な原則にある、2の「資産形成につながるものではないこと。」とし、「1 不動産、車等の高額な物品の購入に充てることはできない。」との規定にもかかわらず、資産形成につながると思われるオートクレジット契約。しかもオートクレジットや車両リースの申込書だけで支出しており、契約が成立しているか否かの証拠資料が全く添付されていない。さらに、支払いの証拠となる領収書の添付がなく、議員の支出証明だけで支出されている。申込書だけで契約が成立するはずはなく、書類の差し替えで別途クレジット契約で購入したり、購入を取りやめることも可能で、支出の根拠となる証拠書類がなく支出証明だけで支出するのは不適切である。

広報費及び事務費の支出に当たっては、納品書や請求書の添付がなく、品名や数量が不明なものが、議員が記入する内訳のメモだけであることも不適切な支出であると言わざるを得ない。

なぜなら、監査請求前に市民オンブズマンが調査し、中川浩県議の名刺印刷の明細が異なることを民主党会派に指摘した結果、私的流用を認め、支出を取り下げて一部を返還したという事実があることである。

このような問題が発生するのは杜撰な金銭管理に他ならず、個人や会派が出納を管理をすべきではないと思う。

公金を扱う以上、議員個人の支払い証明による支出は認めるべきではなく、必ず、納品書や請求明細書の添付、印刷物に当たっては現物の添付を義務付けるべきである。

また、飲食が伴う会費の会合の支出で、飲食に参加するかどうかは議員個人の判断であり、飲食に参加する場合は懇親会の会費に県政調査費を充当するのは「運用指針」に認めていることも不適切である。

各種団体の会費の支払いについても県政調査費に必要性があるかどうか明確な

説明もなく、単なる会報の送付とする支出であったり、中には寄付に相当するものではないかと考えられる会費の支出がある。

金融機関が組織する会などは、ゴルフや懇親会、親睦旅行のために運営しており、交際費にあたるもので県政調査費を支出するのは不適切である。

交通費の中で、県庁から浦和、武蔵浦和といった徒歩や公共交通機関の利用が見込まれる場所を頻繁にタクシーを利用していたり、利用頻度が低いと思われる定期券の購入など、無駄な支出が多数発見された。

また、視察時の夕食で最大限許される2,000円の金額に差額を議員個人が負担して、飲酒を伴う夕食に充てる支出は県民感情から言っても許されるべきではない。

備品等の購入に当たっては、限度額が5万円と定められているにもかかわらず、領収書の分割で購入しているケースが見受けられた。パソコンの購入や、車載アンブレット、応接セット、タブレットの購入がそれに該当する。

限度額以内で購入しているものであっても、ポータブルDVDプレーヤーやテレビ、デジタルカメラの購入は、議員個人の資産形成に当たるものであり、県政調査費の支出は不適切である。

年度末には、駆け込みで消耗品の大量購入、翌年度扱いにすべき支出が集中し、支給された県政調査費の残額を全額使い切ってしまうという意識が表れている。

これらの件に関して、議会事務局が積極的に関与し、指導しているという議員の発言もあり、極めて遺憾な事務執行と言わざるを得ない。

以上は、最少の経費で最大の効果をあげるという地方自治法第2条第14項違反でもあり、監査するに当たり厳格な判断を求めて本日の陳述とする。

なお、追加で申し上げるが、この陳述には、今回出した監査請求書に書かれてない部分もあり、これは、監査請求を改めて出す予定の部分も若干含んでいるので、ご承知おきいただきたい。

## (2) 議会事務局の陳述の要旨

### ア 総論

#### (ア) 政務活動費の制度について

政務活動費の制度は、地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大し、地方議会の担う役割がますます重要なものとなっていることに鑑み、議員の調査研究活動の基盤の充実・強化を図るため、会派または議員が行う調査研究その他の活動の費用への助成を法第100条第14項に位置付け、制度化したものである。

平成24年9月の法改正により、名称が政務調査費から政務活動費に改正され、充当できる経費の範囲を条例で定めることとなった。

これに伴い、本県でも平成25年3月、「政務活動費の交付に関する条例」、「政務活動費の交付に関する規程」、「政務活動費の運用指針」に改正し、平成25年度交付分から適用しているものである。

#### (イ) 政務活動費の事務処理について

次に、政務活動費を充当した経費については、年度終了日の翌日から30日以内に、会派の代表者は、収支報告書と領収書等の証拠書類の写しを議長に提

出することが条例により義務付けられている。

議会事務局では、会派から提出された証拠書類が、条例・規程・運用指針に合致しているか書面審査を行い、書面で確認が不十分なものは、会派あるいは議員に疑問点等の意見を付して再確認を行い受領している。その際、会派の収支に残余金が生じていれば、返還を請求している。

請求人は住民監査請求書において、「知事が県政調査費等執行の適切な監査を怠ったのが原因である」と主張しているが、到底、受け入れることはできない。本件監査の対象になった事例は、条例・規程・運用指針に基づき適正に処理された支出であると認識している。

(ウ) 請求人が過去3か年分まで遡って請求していることについて

請求人が過去3か年分まで遡って請求していることに係る住民監査請求の期間について述べる。

法第242条第2項では、地方公共団体の法的安定性を確保する見地から、監査請求できる期間は行為から1年との期間制限を設けているが、この場合「財務行為の完結した日から1年」と捉えるものと認識している。

政務活動費の場合、会派から議長に提出された収支報告書及び証拠書類の写しが適正であるか審査したのち、5月31日までの出納整理期間の間に、議長は知事に収支報告書の写しを送付することになっている。

この収支報告書の金額が政務活動費の決算額にもなるので、政務活動費の場合、「財務行為の完結した日」とは、議長が知事に収支報告書の写しを送付した日と考えている。

従って、本件の監査請求対象のうち、平成25年度支出分以外は、法定期間を徒過しているものとする。

(エ) 請求人が引用する判決について

次に、請求人が引用する横浜地裁平成25年6月19日判決、事件番号平成20年（行ウ）第19号について述べる。

この判決は、平成18年度以前の政務調査費について訴訟になった神奈川県議会の事案である。当時の神奈川県には使途基準、運用指針等の政務調査費に係る定めがなく、領収書等の証拠書類の提出も義務化されていなかった。

にもかかわらず、支出の根拠や按分等の処理がなされない中、全額適正としたことについて、目的外支出を内包していることから違法性があるとして、4年分の政務調査費を対象に提訴された。

裁判に先立って行われた住民監査請求においては、神奈川県監査委員がしかたなく監査のための基準を作成し、それに基づいて監査された。

一方、今回の監査請求は、平成23年度から平成25年度の支出を対象としているが、本県議会では平成21年4月に詳細な運用指針を定め、以後は、条例・規程・運用指針に則った適切な運用を行っている。また、領収書等の証拠書類も提出させ、使途の根拠を明らかにしている。

このように前提となる事実が異なるものであり、適正支出の証明ができなかった神奈川県議会の事案と本県議会の支出を同列に扱うことはふさわしくないと考える。

また、請求人が横浜地裁判決を引用し「監査請求は継続性ある事件に関し、過去にも及ぶとの判例がある」と述べているが、議会事務局にて判決文を確認

したところ、該当する記述は見当たらなかった。

(オ) 会計年度独立の原則について

次に、会計年度独立の原則と政務活動費について述べる。

会計年度独立の原則は、法第208条で定める地方公共団体の出納行為の期間に関する規定であるが、「会派のような任意団体に適用されるべき規定ではなく、地方公共団体と同様の会計年度等を会派に対して強制すべき必要性は認められない」との判決が、平成17年5月26日及び平成17年5月30日、ともに名古屋地裁から出されている。

また、本県議会における政務活動費は、現金の収支を基準とするいわゆる「現金主義」を採用しているが、これは他の自治体においても広く用いられており、関東では1都5県がこの方法を採用している。

従って、会計年度独立の原則を根拠に違法な支出であるとする請求人の主張は、私どもの主張と相反するものであると考える。

イ 請求人の主張に対する個別の案件について

以下、請求人の主張に対する個別の案件について、会派、議員に聞き取り調査を行ったので、順次、意見を陳述する。請求内容が重複する部分については、可能な限り整理して意見を述べたい。

(ア) 監査請求書の番号①、民主党・無所属の会が政務活動費から支出した人件費について

これは、民主党・無所属の会が、会派で雇用する事務員の給与として、条例・規程・運用指針に基づき、「人件費」として支出したものである。

平成24年度中の事務員給与を翌年度の25年度に支出としたことが、会計年度独立の原則に違反するとの請求人の指摘である。

先ほど申し上げたとおり、当該支出は本県議会で採用する現金主義に基づき支払日により整理した結果、平成25年度の政務活動費として処理したものである。

また、判例により、任意団体である会派には会計年度独立の原則は適用されないことから、何ら問題のない支出であると考ええる。

従って、当該支出は、条例・規程・運用指針にも合致しており、適正であると考ええる。

(イ) 民主党・無所属の会中川浩議員

a 人件費について

番号②、民主党・無所属の会に所属する中川浩議員が、政務活動に従事する職員の賃金として、条例・規程・運用指針に基づき、「人件費」として支出したものである。

まず、平成23年6月から8月までに支出した時間給の職員賃金については、平成23年当時、中川議員が政務事務所を開設していなかったこと、それに伴い職員の就労場所もなかったこと、並びに就業実態を示す資料等が存在しないことについて、請求人は不適切である旨、指摘している。

さらに、平成23年9月から平成24年3月までに支出した月給3万円の職員賃金については、議員と職員で取り交わした雇用契約書に、始業終業の時刻ほかの明示事項の記載がないことが労働基準法第15条に違反すると

加えている。

この点について、議員に確認したところ、「議員がその職員に指示を出し、狭山市を中心とした県政調査を実施させ、またホームページの更新作業などの事務は職員の自宅で行わせていた」、「指示した仕事に対して成果報酬を支払う、いわば謝礼的な意味合いのものであり、勤務時間や休日などの概念の発生しない契約であった」、「契約書は会派で定められていた様式を使用した」との回答を得た。

就労実態については、会派で業務報告書を保管してあったので、勤務日、勤務時間等の就労の事実を確認することができた。

また、労働基準法第15条の適用については、労働条件の明示がないからといって雇用契約が無効となるわけではないという法令解釈もある。

よって、有効に成立した雇用契約に基づいて支払った賃金に、県政調査費を充当することは何ら問題ないと考える。

以上により、当該支出は、条例・規程・運用指針に合致した適正な支出であると考えられる。

平成24年度及び平成25年度に支出した職員賃金についてであるが、3か月まとめて賃金を支払ったことが労働基準法第24条第2項に違反するとの指摘である。

中川議員の場合、雇用契約書を見ると月額3万円程度の賃金であること、「いわば謝礼的な意味合いであった」と議員は認識していることなどから、安定的な生活の維持を前提とした労使契約というよりも、臨時的な収入である。

よって、この政務活動に伴う人件費の支出は、条例・規程・運用指針に認められた支出であり、適正であると考えられる。

このほかの請求人の指摘については、平成23年度人件費と重複するので、割愛する。

b 広報費について

次に、中川議員が支出した広報紙ポスティング代、県政報告印刷代、新規ウェブサイト作成費、ウェブサイト年間管理費について申し上げる。

これらは、中川議員が政務活動として行われる広報活動のため、条例・規程・運用指針に基づき、「広報費」として支出したものである。

請求人は、平成25年度中に経費を支出しているにもかかわらず、業務の執行は平成26年度となっていることから、会計年度独立の原則に違反するというものである。

会計年度独立の原則については番号①民主党・無所属の会の人件費に係る支出のところで、現金主義の考え方と共に申し上げたとおりである。

よって、条例・規程・運用指針に合致した適正な支出であると考えられる。

c 事務所費について

次に、中川議員が支出した事務所賃料等について申し上げる。

これは、中川議員が政務活動のために使用する事務所の経費として、条例・規程・運用指針に基づき支出したものである。

議員が提出した「賃貸精算書」記載の契約日は平成26年4月1日となっていることは請求人の指摘するとおりであるが、「事業用建物賃貸借契約書」



から、当該物件の契約期間が平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3か年で、契約締結日が平成26年3月31日と確認することができる。

商慣習上、不動産物件の取引は、該当月の前月末までに家賃等の支払いが行われる。本件の賃料等の支出日は、領収書により平成26年3月31日であることは明らかであり、平成25年度の政務活動費に区分したことは適正である。

また、視察日程と事務所の設置時期、ホームページへの書込みの有無については、議員の裁量で判断されるべきものであり、政務活動費の支出について影響を及ぼすものではないと考える。

事務所としての外形を有していないという指摘について、議員に確認したところ、「いかにも議員事務所というような事務所にはしたくないので、あえて看板を設置しなかった。事務所としての機能は十分満たしている」との回答を得た。

d 交通費について

次に、中川議員が支出した鉄道の定期券代について申し上げる。

これは、中川議員が政務活動に要する交通費として、条例・規程・運用指針に基づき支出したものである。

議員に確認したところ、「土日も含め県議会には頻繁に通っているので、経済性を考慮し定期券を購入した」との回答を得た。

請求人は、定期券購入後、タクシーにより政務活動を行っている旨、主張するが、数日間定期券を使用しなかったことを以て定期券購入の妥当性を否定することはできないと考える。

従って、条例・規程・運用指針に合致する適正な支出であると考えられる。

(ウ) 刷新の会 事務費について

a 江野幸一議員

次に番号③、刷新の会所属、江野幸一議員が支出したワイヤレスメガホン、チューナーユニット等の備品購入について申し上げる。

これは、江野議員が政務活動に要する事務費として、条例・規程・運用指針に基づき支出したものである。

運用指針では5万円を超える備品購入には充当できないにもかかわらず別々に購入したように偽装したのではないかとの指摘である。

議員に確認したところ、「1つつ単品で、なおかつ5万円以下で販売していたので運用指針には抵触しないと考え購入した。一体であったものを別々に購入したものではない」との回答を得た。また業者資料でも確認できた。

また、これらの備品は、「専ら街頭での県政報告に用いるものであるが、その他の議員活動にも稀に使用することも考慮し、按分し充当した」との回答も得た。

従って、偽装の意図がないこと、議員活動の実態に応じて適切に按分して充当したことが確認できたので、条例・規程・運用指針並びに政務活動費の基本的原則である「按分の考え方」にも合致する適正な支出であると考えられる。

b 中屋敷慎一議員

次に刷新の会所属当時、中屋敷慎一議員が支出した車載用アンプ、スピーカー等の備品購入について申し上げる。

これは、中屋敷議員が政務活動に要する事務費として、条例・規程・運用指針に基づき支出したものである。

議員に確認したところ、「それぞれ単体で販売していたものを購入した。偽装の意図はない」、「選挙等の活動には私費で購入した機器を別に所有しているの、これを使用することはない」との回答を得た。

従って、偽装の意図がないこと、選挙等には使用しないことが確認できたので、条例・規程・運用指針に合致し、政務活動費を充当できない用途に使用しないことが担保できることから、適正な支出であると考ええる。

中屋敷議員の iPad 関連の支出についても、それぞれ単体で、かつ販売価格 5 万円以下で購入している。また政務活動以外の使用も考慮の上、適切に按分し充当していることも明らかであるので、これについても同様に適切な支出であると考ええる。

c 鈴木正人議員

次に刷新の会所属、鈴木正人議員が支出したパソコン等の備品購入について申し上げる。

これは、刷新の会が政務活動に要する事務費として、条例・規程・運用指針に基づき支出したものである。

会派控室における共用パソコンが必要となり、最低限のスペックのものを購入し、ソフトについても最低限必要なものとして、別売りのマイクロソフトオフィスとアンチウイルスソフトを別途購入し、併せてソフトのインストール代、パソコンの基本設定代を別途支払ったというものである。

議員からは、「業者の販売の仕方に沿ったままで、偽装の意図はない」との回答を得ている。

それぞれの価格は 5 万円以下であり、按分も適切であるので、条例・規程・運用指針に合致する適正な支出と考える。

次に同議員のタブレットパソコン購入について申し上げる。

これは、鈴木議員が政務活動に要する事務費として、条例・規程・運用指針に基づき支出したものである。

こちらは議員自身が使用するものであり、販売価格が運用指針で定める 5 万円を超えておらず、また適切に按分もしているの、条例・規程・運用指針に合致する適正な支出である。

次に同議員のワイヤレスマイク、スタンド等の備品購入について申し上げる。

これについても、「それぞれ単品で販売していたものを購入したままで、偽装の意図はない」、「専ら街頭での県政報告に用いるものであるが、その他の議員活動にも稀に使用することを考慮し、按分し充当した」と議員から回答を得た。

従って、条例・規程・運用指針並びに政務活動費の基本的原則である「按分の考え方」に合致する適正な支出であると考ええる。

d 藤澤慎也議員

次に刷新の会所属、藤澤慎也議員のパソコン関連の支出について申し上げ

る。

これは、藤澤議員が政務活動に要する事務費として、条例・規程・運用指針に基づき支出したものである。

他の議員同様に、パソコンとディスプレイが別々に販売していたものを政務活動専用の目的で購入し、必要なソフトを別業者から購入したものであると、議員から回答を得た。

これについても、条例・規程・運用指針に合致する適正な支出であると考ええる。

(エ) 刷新の会井上航議員 交通費について

次に番号④、刷新の会所属、井上航議員が平成23年度から支出している自動車リース代について申し上げる。

これは、井上議員が政務活動に要する交通費として、条例・規程・運用指針に基づき支出したものである。

請求人の指摘は、添付書類はリース申込書控えのコピーであり、契約成立の確認ができないこと、支払の証明がなく3か月まとめ払いであることなどである。

これについて議員に確認したところ、「申込書であると指摘する書面は契約書兼用であり、3か月まとめ払いではなく毎月銀行口座から引き落とされている」との回答を得た。

事務局からも自動車会社に聞いたところ、議員の言うとおりの契約は成立しており、リース料も毎月支払われているとの確認がとれた。

また、リース契約が終了すれば車両は返還されることから、運用指針で禁止する資産形成にはつながらないものである。

従って、条例・規程・運用指針に合致する適正な支出であると考ええる。

(オ) 刷新の会石田昇議員 交通費について

次に番号⑤、刷新の会所属、石田昇議員が支出した平成23年5月・6月の自動車リース代について申し上げる。

これは、石田議員が政務活動に要する交通費として、条例・規程・運用指針に基づき支出したものである。

月額リース料の根拠不明、遡りの契約ではないのかとの疑問、役員就任会社からのリースについて不適切であるとの指摘である。

これらについて議員に確認したところ、「リース料決定に際して、自動車会社に同車種のリース金額を参考聴取したところ7万円であったので同額とした」、「会社所有車を議員任期前から使用していたが、当座、議員活動にも使用するので平成23年5月1日付けで契約したものであり、遡っての契約では決してない」との回答を得た。

また、役員就任会社からのリースの件であるが、運用指針では「自らが代表者・役員等の地位にある法人に対する支出は、実費の弁償ではないとみなされるおそれがあるため慎重な対応を要する」と規定しており、県政調査費の支出を禁止するものではない。議員もその点を十分配慮し、きちんと契約書を交わしている。

従って、条例・規程・運用指針に合致する適正な支出であると考ええる。

次に番号⑥、同じく石田議員の平成23年7月以降の自動車リース代について

て申し上げる。

日産オートクレジット契約はリース契約ではなく、運用指針で禁じている資産形成につながるものであり、不適切であるとの指摘である。

これについて議員に確認したところ、「契約当時、自動車会社の説明は、最終的に車両を返還することになるのでリース契約と同じ契約とのことであり、その言葉を全く疑うことなく信じた」こと、「当然リースと考えているので車両は返還するし、自動車会社にもその意思表示の文書を提出している」こと、「資産形成をするつもりなど全くない」との回答を得た。

事務局においても、車両を返還する旨の自動車会社に約束した文書を確認し、また自動車会社の担当者にも事実と相違ないことを直接確認した。

さらに車両の所有者を車検証で確認したところ、議員本人ではなく、自動車会社の所有であることが分かった。

従って、自己所有物ではないこと、車両返還の意思を契約の相手方にも表示していること、契約期間終了後に所有権が議員に移転することがないと担保できることから、運用指針で禁止する資産形成につながる充当にはあたらないため、条例・規程・運用指針に沿った支出であると考ええる。

(カ) 刷新の会石田昇議員 事務費について

次に番号⑦、石田議員の応接ソファ等備品購入について申し上げる。

これは、石田議員が政務活動に要する事務費として、条例・規程・運用指針に基づき支出したものである。

5万円を超える備品購入を分割した偽装ではないかとの指摘である。

議員に確認したところ、「一体型の応接セットを購入したのではなく、別々に販売していたソファとテーブルを購入したものである」との回答を得た。

従って、各々5万円以下の価格であり、条例・規程・運用指針に合致する適正な支出であると考ええる。

(キ) 刷新の会石田昇議員 事務所費について

次に番号⑧、石田議員が平成23年度から支出している事務所賃料について申し上げる。

これは、石田議員が政務活動のために使用する事務所の経費として、条例・規程・運用指針に基づき支出したものである。

土地及び建物が親族名義であり、それに賃料を支出することは資産形成につながるなどの指摘である。

議員に確認したところ、「建物の賃貸人は親族であるが生計は別である。政務活動費を充当した支出は、建物の賃貸借のみであり、土地は無関係である」との回答を得た。

また、運用指針では「事務所の所有者が、配偶者、被扶養者、同居者など生計を一にする者である場合は、誤解を招かぬような対応が必要である」とされており、親族間の契約を妨げる規定とはなっていない。契約も書面により取り交わしている。

従って、資産形成につながる支出ではなく、条例・規程・運用指針に合致する適正な支出であると考ええる。

なお、番号⑨で「様々なポスターが事務所前面に貼られている」との指摘をされているが、政務活動費の支出に影響を及ぼすものではない。

(ク) 刷新の会石田昇議員 人件費について

最後に番号⑩、石田議員が平成23年度から支出している職員給与について申し上げる。

これは、石田議員が政務活動に従事する職員の賃金として、条例・規程・運用指針に基づき、「人件費」として支出したものである。

職員に対する支払いを事前に3か月分充当していること、支払いを証明する資料がないこと、所得税の源泉徴収をしていないこと、雇用保険に加入していないことなどが不適切であるとの指摘である。

これらについて議員に確認したところ、「職員には毎月、契約書どおり賃金を支払っている。源泉徴収及び雇用保険についても適切に処理を行っている」との回答を得た。

「支払いを事前に3か月分云々」については、支出証明書の支出年月日には、給与支払日である月末の日付が月ごとに明記され、使途の欄にも、何月分の給与かしっかりと記載されている。

支払を証明する資料については、雇用契約書等の他の証拠書類で担保できれば必須ではなく、また就労実態についても会派が保管していた勤務実績表により確認することができた。

親族であるB氏への支出についてであるが、運用指針では「配偶者、被扶養者、同居者など生計を一にする者に対する支出は、実費の弁償ではないとみなされるおそれがあるため慎重な対応を要する」と記載され、親族への支出を妨げる規定にはなっていない。

また、就労実態については議員に確認したところ、「B氏はきちんとした勤務実績があり、その対価として給与を支出している」の回答を受けた。

従って、条例・規程・運用指針に合致する適正な支出であると考えます。

#### 4 監査対象機関の説明

議会事務局から前記の陳述とあわせ、書類の提出を受け調査を行うとともに、議会事務局に対する監査を平成27年2月16日に実施し、以下の説明があった。

(1) 条例、規程及び運用指針の位置付けと制定の経過について

「埼玉県政務活動費の交付に関する条例」(以下「条例」という。)は、平成24年の法改正に伴い議会の各会派の議員による協議により案が作成され、平成25年2月定例県議会で一部改正されたものである。

条例の運用手続等について定めたものが「埼玉県政務活動費の交付に関する規程」(以下「規程」という。)であり、議長がこれを定めた。

また、政務活動費を充てることのできる経費の範囲について、その使途や留意点などを具体的に定めたものが「政務活動費の運用指針」(以下「運用指針」という。)である。運用指針の作成にあたっては各会派の議員が集まって国の考え方も参考にしながら具体的な運用のための指針を作成したものであり、全体の合意事項となっているものである。

(2) 議会事務局によるチェック

条例に基づき、政務活動費は毎四半期ごとに会派から知事に請求があり、一年経

過後に、会派から議長に対し収支報告書と証拠書類等を4月30日までに提出することとされている。議長に提出されたこれらの書類は、条例、規程、運用指針に合致しているかを議会事務局の複数の担当者で多重に精査したうえで、議長から知事へ収支報告書の写しを提出することとなる。

そして、一年分を一度に精査することは膨大な事務量となることから、実務上は四半期ごとに会派から証拠書類等を提出してもらい、条例、規程、運用指針に合致していないおそれがある場合には意見を付けて返却し、最終的に4月30日までに一年分まとめて会派から提出される。

また、証拠書類等が条例、規程、運用指針に合致しているかどうかの調査は、主に書面調査により実施している。

なお、会派から提出された書類のチェックについては、本県では収支報告書に記載された金額と証拠書類の合計額との突合にとどまらないことから、他県に比しその水準は高いものと考えている。

### (3) 財務会計上の行為の終わった日について

議長が収支報告書の写しを知事に送付した後、残余金があれば調定し会派へ返納通知書を発行し、出納整理期間内に納付（戻入）してもらおうという手続を行っており、議長が収支報告書の写しを知事に送付することにより金額が確定し決算が確定する。

このため、財務会計上の行為の終わった日は、議長が収支報告書の写しを知事に送付した日である。

### (4) 請求人からの摘示のあった支出について

ア 請求人は、備品購入費について、運用指針では5万円を超える場合には充当できないとしているにもかかわらず、別々に購入したように偽装していると主張するが、それぞれ販売実態が単品扱いであることを確認し、運用指針に抵触するものではないと判断している。

イ 請求人は、備品購入費について、車載アンプや車載スピーカー等の購入は選挙の準備なので運用指針に抵触すると主張するが、政務活動費に充当されているのは、それぞれの議員の使用実態に応じたものとなっていることを議員に確認している。

ウ 請求人は、民主・無所属の会中川浩議員の事務所費について、事務所には政務事務所としての表記がなく政務活動費の支出は不適切であると主張するが、事務所としての機能は担保されていることから、運用指針に抵触するものではない。

エ 請求人は、刷新の会石田昇議員の事務所費について、事務所賃貸契約の建物が親族名義であることから資産形成につながり不適切な支出であると主張するが、運用指針は親族間の契約を妨げるものではなく、また賃料の額は近隣物件の賃料と比較しても妥当な水準であることを議員に確認している。

## 5 事実関係

監査対象事項について関係書類の調査及び議会事務局に対する監査により次の事項を確認した。

### (1) 県政調査費制度及び政務活動費制度について

平成12年の法改正により、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図る趣旨から、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として会派又は議員に政務調査費が交付できることとされた。

また、平成24年の法改正により、名称が政務活動費とされたほか、対象となる経費に「その他の活動」が加えられ、条例で定めなければならないものとして「充てることができる経費の範囲」が加えられた。

#### ア 根拠法

法第100条第14項において「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と規定している。

また、同条第15項において「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定している。

#### イ 根拠条例等

法の規定を受け、「埼玉県県政調査費の交付に関する条例」（以下「旧条例」という。）及び「埼玉県県政調査費の交付に関する規程」（以下「旧規程」という。）が制定された。

平成24年の法改正に伴い、旧条例及び旧規程が改正され、現在の条例及び規程となっている。

本県の県政調査費及び政務活動費制度の主な内容は次のとおりである。

#### (ア) 充てることができる経費の範囲

条例の別表により定められている。

なお、平成24年の法改正前においては、使途基準は旧規程に定められていた。

#### (イ) 交付対象

議長に届出のあった会派（所属議員が1人の場合を含む。）に対し交付する。

#### (ウ) 交付額等

月額50万円に会派の所属議員の数を乗じて得た額を交付する。

所属議員の数は、月の初日における各会派の所属議員数による。

#### (エ) 交付決定

知事は、議長から会派に係る通知を受けたときは、速やかに政務活動費（旧条例等では県政調査費。以下第4-5（1）イにおいて同じ。）の交付決定を行い、会派の代表者に通知しなければならない。

#### (オ) 請求及び交付

会派の代表者は、毎四半期ごとに当該四半期に属する月数分の政務活動費を請求するものとする。

知事は、請求があったときは、政務活動費を交付するものとする。

(カ) 収支報告

会派の代表者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書(収支報告書)を、年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

(キ) 収支報告書の写しの送付

議長は、提出された収支報告書の写しを、知事に送付するものとする。

(ク) 返還

会派は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において行った政務活動費による支出の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

(ケ) 議長の調査

議長は、収支報告書について必要な調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

なお、旧条例では、議長は、県政調査費の適正な運用を期すため、収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとする、とされていた。

ウ 「県政調査費の運用指針」(以下「旧運用指針」という。)及び運用指針

県議会では、制度の透明性の向上等を図るため各会派合議による検討が重ねられ、平成21年3月にその検討結果が議長に報告・提言された。

これを踏まえ、県政調査費について、その支出に係る領収書等の写しの提出が義務付けられるとともに原則として公開することとし、「県政調査費の適正な運用を図るために各会派が参照すべき事項」として平成21年4月に旧運用指針が定められた。

そして、条例等の改正に伴い、平成25年3月に「政務活動費の適正な運用を図るために各会派が参照すべき事項」として運用指針が定められた。

(2) 県政調査費及び政務活動費の交付事務の流れ

ア 平成23年度の県政調査費

(ア) 民主党・無所属の会

- ・ 平成23年4月1日、議長から知事に、県政調査費の交付を受けようとする会派に関する通知
- ・ 平成23年4月1日、知事が会派に交付決定 (9,000,000円)
- ・ 平成23年4月8日、会派からの請求に基づく支出命令 (9,000,000円)
- ・ 平成23年5月2日、知事が会派に変更交付決定 (変更後86,000,000円)
- ・ 平成23年5月10日、会派からの請求に基づく支出命令 (14,000,000円)
- ・ 平成23年7月4日、会派からの請求に基づく支出命令



- (第2四半期分21,000,000円)
  - ・ 平成23年10月6日、会派からの請求に基づく支出命令  
 style="text-align: right;">(第3四半期分21,000,000円)
  - ・ 平成24年1月6日、会派からの請求に基づく支出命令  
 style="text-align: right;">(第4四半期分21,000,000円)
  - ・ 平成24年3月31日、知事が会派に変更交付決定  
 style="text-align: right;">(変更後70,096,493円)
  - ・ 平成24年4月27日、会派が議長に収支報告書を提出
  - ・ 平成24年5月16日、議長が知事に収支報告書の写しを送付
  - ・ 平成24年5月16日、会派に戻入調定 (15,903,507円)
  - ・ 平成24年7月11日、県政調査費(平成23年度交付分)に係る領収書等の閲覧開始
- (イ) 刷新の会
- ・ 平成23年4月1日、議長から知事に、県政調査費の交付を受けようとする会派に関する通知
  - ・ 平成23年4月1日、知事が会派に交付決定 (2,500,000円)
  - ・ 平成23年4月8日、会派からの請求に基づく支出命令  
 style="text-align: right;">(2,500,000円)
  - ・ 平成23年5月2日、知事が会派に変更交付決定  
 style="text-align: right;">(変更後52,000,000円)
  - ・ 平成23年5月10日、会派からの請求に基づく支出命令  
 style="text-align: right;">(9,000,000円)
  - ・ 平成23年7月4日、会派からの請求に基づく支出命令  
 style="text-align: right;">(第2四半期分13,500,000円)
  - ・ 平成23年10月6日、会派からの請求に基づく支出命令  
 style="text-align: right;">(第3四半期分13,500,000円)
  - ・ 平成24年1月6日、会派からの請求に基づく支出命令  
 style="text-align: right;">(第4四半期分13,500,000円)
  - ・ 平成24年4月27日、会派が議長に収支報告書を提出
  - ・ 平成24年5月16日、議長が知事に収支報告書の写しを送付
  - ・ 平成24年7月11日、県政調査費(平成23年度交付分)に係る領収書等の閲覧開始

イ 平成24年度の県政調査費

(ア) 民主党・無所属の会

- ・ 平成24年4月2日、議長から知事に、県政調査費の交付を受けようとする会派に関する通知
- ・ 平成24年4月2日、知事が会派に交付決定 (84,000,000円)
- ・ 平成24年4月6日、会派からの請求に基づく支出命令  
 style="text-align: right;">(第1四半期分21,000,000円)

- ・ 平成24年7月4日、会派からの請求に基づく支出命令  
(第2四半期分21,000,000円)
- ・ 平成24年10月3日、会派からの請求に基づく支出命令  
(第3四半期分21,000,000円)
- ・ 平成25年1月7日、会派からの請求に基づく支出命令  
(第4四半期分21,000,000円)
- ・ 平成25年3月31日、知事が会派に変更交付決定  
(変更後77,414,646円)
- ・ 平成25年4月30日、会派が議長に収支報告書を提出
- ・ 平成25年5月17日、議長が知事に収支報告書の写しを送付
- ・ 平成25年5月21日、会派に戻入調定 (6,585,354円)
- ・ 平成25年7月12日、県政調査費(平成24年度交付分)に係る領収書等の閲覧開始

(イ) 刷新の会

- ・ 平成24年4月2日、議長から知事に、県政調査費の交付を受けようとする会派に関する通知
- ・ 平成24年4月2日、知事が会派に交付決定 (54,000,000円)
- ・ 平成24年4月6日、会派からの請求に基づく支出命令  
(第1四半期分13,500,000円)
- ・ 平成24年7月4日、会派からの請求に基づく支出命令  
(第2四半期分13,500,000円)
- ・ 平成24年10月3日、会派からの請求に基づく支出命令  
(第3四半期分13,500,000円)
- ・ 平成25年1月7日、会派からの請求に基づく支出命令  
(第4四半期分13,500,000円)
- ・ 平成25年2月26日、知事が会派に変更交付決定  
(変更後53,500,000円)
- ・ 平成25年2月26日、会派に戻入調定 (500,000円)
- ・ 平成25年4月30日、会派が議長に収支報告書を提出
- ・ 平成25年5月17日、議長が知事に収支報告書の写しを送付
- ・ 平成25年7月12日、県政調査費(平成24年度交付分)に係る領収書等の閲覧開始

ウ 平成25年度の政務活動費

(ア) 民主党・無所属の会

- ・ 平成25年4月1日、議長から知事に、政務活動費の交付を受けようとする会派に関する通知
- ・ 平成25年4月1日、知事が会派に交付決定 (84,000,000円)
- ・ 平成25年4月9日、会派からの請求に基づく支出命令  
(第1四半期分21,000,000円)

- ・ 平成25年7月4日、会派からの請求に基づく支出命令  
(第2四半期分21,000,000円)
  - ・ 平成25年9月2日、知事が会派に変更交付決定  
(変更後77,000,000円)
  - ・ 平成25年9月2日、会派に戻入調定 (1,000,000円)
  - ・ 平成25年10月2日、会派からの請求に基づく支出命令  
(第3四半期分18,000,000円)
  - ・ 平成26年1月6日、会派からの請求に基づく支出命令  
(第4四半期分18,000,000円)
  - ・ 平成26年4月30日、会派が議長に収支報告書を提出
  - ・ 平成26年5月26日、議長が知事に収支報告書の写しを送付
  - ・ 平成26年7月17日、政務活動費(平成25年度交付分)に係る領収書等の閲覧開始
- (イ) 刷新の会
- ・ 平成25年4月1日、議長から知事に、政務活動費の交付を受けようとする会派に関する通知
  - ・ 平成25年4月1日、知事が会派に交付決定 (48,000,000円)
  - ・ 平成25年4月9日、会派からの請求に基づく支出命令  
(第1四半期分12,000,000円)
  - ・ 平成25年7月4日、会派からの請求に基づく支出命令  
(第2四半期分12,000,000円)
  - ・ 平成25年10月2日、会派からの請求に基づく支出命令  
(第3四半期分12,000,000円)
  - ・ 平成26年1月6日、会派からの請求に基づく支出命令  
(第4四半期分12,000,000円)
  - ・ 平成26年4月28日、会派が議長に収支報告書を提出
  - ・ 平成26年5月26日、議長が知事に収支報告書の写しを送付
  - ・ 平成26年7月17日、政務活動費(平成25年度交付分)に係る領収書等の閲覧開始

## 第5 監査の結果

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

### 1 監査請求期間についての判断

住民監査請求は、法第242条第2項において、正当な理由がある場合を除き当該行為のあった日又は終わった日から一年を経過したときは、これをすることができないとされている。

法第242条第2項に規定する「財務会計上の行為があった日又は終わった日」について本件県政調査費及び政務活動費に係る請求に当てはめて検討すると、「第44 監査対象機関の説明」及び「第45 事実関係」に記載のとおり、議長は、会

派から議長に提出された収支報告書及び証拠書類の写しが適正であるか審査したのちに知事に収支報告書の写しを送付している。この収支報告書の金額が県政調査費の決算額になることから、当該行為の終わった日は、議長が知事に収支報告書の写しを送付した日であると解される。

この結果、平成23年度及び平成24年度の県政調査費の支出については、本件請求の時点において「財務会計上の行為があった日又は終わった日」から一年を経過していることは明らかであり、請求の対象とすることができない。

また、平成23年度及び平成24年度の県政調査費の支出について、請求人が監査請求期間経過前に収支報告書など支出関係の内容を知ることが可能であったので、法第242条第2項に規定する「正当な理由」があると認められない。

なお、請求人は、平成25年6月19日横浜地方裁判所判決を援用し、「監査請求は継続性ある案件に関し、過去にも及ぶとの判例があり」と主張しているが、同判決にはそのような趣旨の判旨は認められなかった。

よって、平成23年度及び平成24年度の県政調査費の支出に係る請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法であるので、これを却下する。

## 2 監査対象事項についての判断

監査委員は以下の視点に立って監査を行い、請求人から摘示のあった平成25年度の政務活動費の支出に係る事項について判断する。

### (1) 監査の視点

法第100条第14項は、普通地方公共団体は条例の定めるところにより政務活動費を交付でき、政務活動費を充てることができる経費の範囲等は条例で定めるとし、同条第15項は、交付を受けた会派又は議員は条例の定めるところにより収入及び支出の報告書を議長に提出するものとしている。

「埼玉県政務活動費の交付に関する条例」では、政務活動費を充てることができる経費の範囲を定めるとともに、政務活動費は、会派に対し交付すると定めている。また、会派からの収支報告書や領収書等の関係書類の提出を受ける権限やそれらを調査する権限は議長に与えられ、条例に定めるもののほか政務活動費に関し必要な事項は議長が定めることとし、「埼玉県政務活動費の交付に関する規程」が制定されている。

以上のとおり、政務活動費制度については、議会・会派の自主性、自律性を尊重する制度となっている。

裁判例では、「政務調査費条例及び政務調査費規程の定め並びにそれらの趣旨に照らすと、政務調査費条例は、政務調査費の支出に用途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していないと解される」としている。(平成21年12月17日最高裁判所判決)

また、他の裁判例では、「いかなる手段方法によりいかなる調査研究活動を行うかは、原則として、県政に関する諸事情等に対応した議員の裁量的判断に委ねられ

ているものと解するのが相当であり、個々の支出が上記使途基準に照らし必要性又は合理性を欠くなど、その裁量権を逸脱又は濫用した場合に限り、違法となるというべきである」としている。(平成20年9月25日神戸地方裁判所判決、平成21年3月26日大阪高等裁判所判決同旨)

以上のことから、監査を行うに当たっての視点を次のとおりとした。

- ア 議会・会派の自主性、自律性を尊重した上で、政務活動費に充てることのできる経費の範囲からの逸脱の有無を確認する。
- イ その確認に当たっては、条例、規程及び運用指針を基準とし、運用の取扱いについては議会事務局に対する調査や監査を通じて確認する。
- ウ 条例、規程及び運用指針で定める政務活動費を充てることのできる経費の範囲を明らかに逸脱すると認めるものについては、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

## (2) 判断

### ア 民主党・無所属の会会派人件費

請求人は、会派が平成25年2月分及び同年3月分の事務員の賃金を平成25年度予算で支払ったことは、法第208条で定める会計年度独立の原則に違反し違法な支出であると主張している。

これに対し、議会事務局からは、本県議会における政務活動費は、現金の収支を基準とするいわゆる現金主義を採用しており支払日により整理したものであり、裁判例でも任意団体である会派には法第208条は適用されないことの説明があった。

会計年度独立の原則は、会派に当然には適用されるものではないことは裁判例からも明らかであり、本県議会の政務活動費においてはいわゆる現金主義で整理していることから、当該人件費の支出について、請求人の指摘は当を得ていない。

### イ 民主党・無所属の会中川浩議員

#### (ア) 人件費

請求人は、人件費の支出について、労働契約書が労働基準法第15条の労働条件の明示に違反し、賃金の3か月分まとめた支払いは同法第24条第2項違反であり、また、労働実態の報告資料、領収書の添付がなく違法不当な支出であると主張している。

これに対し、議会事務局からは、会派が保管している業務報告書により就労の事実を確認したこと、雇用契約に基づいて支払った賃金及び証拠書類は運用指針に合致したものであることの説明があった。

これらによると、当該人件費の支出については、運用指針への抵触は認められず、請求人の指摘は当を得ていない。

#### (イ) 広報費

a 請求人は、広報紙ポスティング代の支出について、翌年度に新聞が持ち込まれ配布も翌年度であったため、法第208条で定める会計年度独立の原則

に違反し違法不当な支出であると主張している。

これに対し、議会事務局からは、本県議会における政務活動費は、現金の収支を基準とするいわゆる現金主義を採用しており支払日により整理したものであること、裁判例でも任意団体である会派には法第208条は適用されないことの説明があった。

会計年度独立の原則は、会派に当然には適用されるものではないことは裁判例からも明らかであり、本県議会の政務活動費においてはいわゆる現金主義で整理していることから、当該広報費の支出について、請求人の指摘は当を得ていない。

- b 請求人は、ひろし新聞の印刷代の支出について、納品が翌年度であったため、法第208条で定める会計年度独立の原則に違反し違法不当な支出であると主張している。

これに対し、議会事務局からは、本県議会における政務活動費は、現金の収支を基準とするいわゆる現金主義を採用しており支払日により整理したものであること、裁判例でも任意団体である会派には法第208条は適用されないことの説明があった。

会計年度独立の原則は、会派に当然には適用されるものではないことは裁判例からも明らかであり、本県議会の政務活動費においてはいわゆる現金主義で整理していることから、当該広報費の支出について、請求人の指摘は当を得ていない。

- c 請求人は、新規ウェブサイト作成費の支出について、同ウェブは翌年度に入ってからアップされその後も修正があることから、法第208条で定める会計年度独立の原則に違反し違法不当な支出であると主張している。

これに対し、議会事務局からは、本県議会における政務活動費は、現金の収支を基準とするいわゆる現金主義を採用しており支払日により整理したものであること、裁判例でも任意団体である会派には法第208条は適用されないことの説明があった。

会計年度独立の原則は、会派に当然には適用されるものではないことは裁判例からも明らかであり、本県議会の政務活動費においてはいわゆる現金主義で整理していることから、当該広報費の支出について、請求人の指摘は当を得ていない。

- d 請求人は、ウェブサイト年間管理費の支出について、支払内容が翌年度管理費分であるため、法第208条で定める会計年度独立の原則に違反し違法不当な支出であると主張している。

これに対し、議会事務局からは、本県議会における政務活動費は、現金の収支を基準とするいわゆる現金主義を採用しており支払日により整理したものであること、裁判例でも任意団体である会派には法第208条は適用されないことの説明があった。

会計年度独立の原則は、会派に当然には適用されるものではないことは裁判例からも明らかであり、本県議会の政務活動費においてはいわゆる現金主

義で整理していることから、当該広報費の支出について、請求人の指摘は当を得ていない。

(ウ) 事務所費

- a 請求人は、4月1日からの事務所賃貸契約に係る支出について、賃貸精算書上契約日が4月1日となっているため、25年度の支出としては認められず、また同日から視察に出ているため4月1日の事務所設置の必要性はなかったと主張している。

これに対し、議会事務局からは、添付されている「事業用建物賃貸借契約書」では契約日は平成26年3月31日であることが確認でき、支出日は領収書により平成26年3月31日であることは明らかであること、現金主義により平成25年度の政務活動費に区分したものであること、また、視察日程等は政務活動費の支出に影響を及ぼすものではないことの説明があった。

会計年度独立の原則は、会派に当然には適用されるものではないことは裁判例からも明らかであり、本県議会の政務活動費においてはいわゆる現金主義で整理していることから、当該事務所費の支出について、請求人の指摘は当を得ていない。

- b 請求人は、事務所費の支出について、事務所には政務事務所の表記がなく、ホームページで政務事務所開設の告知もないため、運用基準の事務所の要件を有せず政務活動費としての支出は不適切であると主張している。

これに対し、議会事務局からは、事務所としての機能は十分満たしていることを議員に確認したこと、事務所開設の告知等は議員の裁量によるものであることの説明があった。

この説明とあわせて、当該場所の物件を事務所として借り受けていることを賃貸借契約書書面により確認できることから、当該事務所費の支出は、運用指針に照らした場合、必ずしも同指針に抵触するものとはいえず、政務活動費への充当を不当とするものではない。

(エ) 交通費

請求人は、定期券の購入支出について、3月27日からの6か月定期券の購入は、翌年度分として購入したことは明らかであり、年度末までのタクシー領収書からも定期券の利用はないと考えられ無駄遣いで、不適切な支払いであると主張する。

これに対し、議会事務局からは、領収書の日付に従い平成25年度の政務活動費に区分したものであること、また経済性を考慮して購入したことを議員に確認したこと、定期券を使用しない日があったことをもって購入の妥当性を否定することはできないことの説明があった。

会計年度独立の原則は、会派に当然には適用されるものではないことは裁判例からも明らかであり、本県議会の政務活動費においてはいわゆる現金主義で整理していることから、当該交通費の支出について、請求人の指摘は当を得ておらず、運用指針への抵触も認められない。

ウ 刷新の会事務費 江野幸一議員、中屋敷慎一議員、鈴木正人議員、藤沢慎也議員

請求人は、備品購入費の支出について、運用指針では備品購入費で5万円を超える場合には充当できないとしているにもかかわらず、これら議員が別々に購入したように偽装して購入しており、また、車載アンプや車載スピーカー等の購入は選挙準備と考えられることから、運用指針に抵触し不当な支出であると主張している。

(ア) 江野幸一議員

議会事務局からは、ワイヤレスメガホン、チューナーユニット等は、一つずつ単品でそれぞれ5万円以下で販売しているものであり一体であったものを別々に購入したものではない事実を議員に確認したこと、これを業者資料により確認したこと、また、これらは専ら街頭での県政報告に用いるものであるがその他の議員活動にも稀に使用することも考慮し按分して充当した旨を議員に確認したことの説明があった。

これらによると、それぞれは単品で販売され、単品で利用できる汎用品であり、また、按分して充当していることから、当該備品購入費の支出は、運用指針に照らした場合、必ずしも同指針に抵触するものではなく、政務活動費への充当を不当とするものではない。

(イ) 中屋敷慎一議員

議会事務局からは、車載用アンプ、スピーカー等は、それぞれ単体で販売していたものを購入したものであり、また選挙等の活動には別に所有する機材を使用するのでこれを使用することではなく、iPad関連支出は、それぞれ単体で販売価格5万円以下で購入したもので、政務活動以外の使用も考慮し適切に按分し充当していることを議員に確認したことの説明があった。

これらによると、それぞれは単品で販売され、単品で利用できる汎用品・消耗品であり、また、使用状況に応じ按分して充当していることから、当該備品購入費の支出は、運用指針に照らした場合、必ずしも同指針に抵触するものではなく、政務活動費への充当を不当とするものではない。

(ウ) 鈴木正人議員

議会事務局からは、パソコン等は、会派控室の共用パソコンについて別売りのソフトを別途購入し、パソコンの基本設定代・ソフトのインストール代を別途支払ったものであること、タブレットパソコンは、販売価格が5万円を超えておらず按分して充当していること、ワイヤレスマイク、スタンド等は、一つずつ単品でそれぞれ5万円以下で販売しているものであることを議員に確認したこと、これを業者資料により確認したことの説明があった。また、ワイヤレスマイク、スタンド等は、専ら街頭での県政報告に用いるものであるがその他の議員活動にも稀に使用することも考慮し按分して充当したことを議員に確認したことの説明があった。

これらによると、それぞれは単品で販売され、単品で利用できる汎用品・消耗品等であり、また、按分して充当していることから、当該備品購入費の支出



は、運用指針に照らした場合、必ずしも同指針に抵触するものではなく、政務活動費への充当を不当とするものではない。

(エ) 藤沢慎也議員

議会事務局からは、パソコン関連の支出は、パソコンとディスプレイが別々に販売していたものを購入し、ソフトを別業者から購入したことを議員に確認したことの説明があった。

これらパソコンとディスプレイは、組み合わせが可能な汎用品・消耗品であることから、当該備品購入費の支出は、運用指針に照らした場合、必ずしも同指針に抵触するものではなく、政務活動費への充当を不当とするものではない。

エ 刷新の会井上航議員 交通費

請求人は、自動車リース料の支出について、申込書控の写しのみで契約が成立した証拠書類等が添付されていないので不当な支出であること、3か月まとめて支払っているなど公金の意識がないこと、リース契約は資産形成にあたる可能性があることから運用指針の基本的原則に抵触し不適切な支出であること、また、政務活動以外の活動が混在するため車のリースを政務活動費から支出する合理的理由が認められず、不適切な支出であることを主張している。

これに対し、議会事務局からは、請求人が申込書控と指摘する書面は、契約書兼用であり支払方法は毎月の銀行引落としであることを議員に確認したこと、この事実について自動車会社にも同様の確認がとれていること、リース契約の終了時に車両は返還されることから資産形成につながるものではなく、運用指針にも交通費として支出できることが明記されていること、また政務活動以外の使用も考慮し適切に按分し充当していることの説明があった。

これらによると、当該自動車リース料の支出については、運用指針への抵触は認められなかった。

オ 刷新の会石田昇議員 交通費

請求人は、自動車のクレジット契約に係る支出について、クレジット契約による車の購入は明らかに運用指針の基本的な原則「資産形成につながるものでないこと」に抵触する不適切な支出であると主張している。

これに対し、議会事務局からは、残価設定型クレジット契約は、契約時に自動車会社から最終的に車両を返還することになるのでリース契約と同じであるという説明を受け、自動車会社にも車両の返還の意思表示の文書を提出していることを議員に確認したこと、当該文書を確認し、自動車会社の担当者にも事実と相違ないことを確認したこと、また車検証上の車両の所有者は議員ではないことの説明があった。

これらによって所有権が使用者に移転しないことが確認されたことから、当該支出は、運用指針に照らした場合、必ずしも同指針に抵触するものではなく、政務活動費への充当を不当とするものではない。

カ 刷新の会石田昇議員 事務費

請求人は、応接ソファ、応接テーブルの購入支出について、セットで5万円を超える備品となるため不適法な支出であり、分割した支出証明書で偽装することは許されないと主張している。

これに対し、議会事務局からは、一体型の応接セットを購入したものではなく、別々に販売していたソファとテーブルを購入したものであることを議員に確認したこと、これらは各々5万円以下の価格であることの説明があった。

応接ソファ、応接テーブルは、それぞれ単品で販売され、単品で利用できる汎用品であることから、当該支出は、運用指針に照らした場合、必ずしも同指針に抵触するものではなく、政務活動費への充当を不当とするものではない。

キ 刷新の会石田昇議員 事務所費

請求人は、建物の賃料の支出について、賃貸契約の建物の名称が「石田切手交友会」で土地及び建物が親族名義であることから、運用指針の基本的な原則「資産形成につながるものでないこと」に抵触する不適切な支出であり、また、政務事務所には本人以外の看板、ポスター等が事務所前面に貼られていることから政務活動費で負担する事務所とは認められないと主張している。

これに対し、議会事務局からは、建物の賃貸人は親族であるが生計は別である旨議員に確認したこと、運用指針では親族間の契約を妨げる規定とはなっていないこと、看板、ポスター等が貼られていることは政務活動費の支出に影響を及ぼすものではないことの説明があった。

これらによると、当該建物の賃料の支出については、運用指針への抵触は認められなかった。

ク 刷新の会石田昇議員 人件費

(ア) 請求人は、人件費の支出について、職員に対する支払いを事前に3か月分充当し、支払いを証明する資料の添付がないこと、源泉徴収税を徴収していないこと、雇用保険に加入していないことから、不適切な支払いであると主張している。

これに対し、議会事務局からは、支出証明書には、支出年月日に給与支払日が明記され、その用途も記載されており、証拠書類は運用指針に則ったものが添付されていること、また契約書どおり賃金を職員に支払っている旨を議員に確認したこと、就労実態については会派が保管していた勤務実績表により確認したことの説明があった。

これらによると、当該人件費の支出について、運用指針への抵触は認められず、請求人の指摘は当を得ていない。

(イ) 請求人は、平成25年7月31日の支出文書の臨時職員として使用している職員は、姻戚関係であることがうかがわれることから不適切な支出であると主張している。

これに対し、議会事務局からは、運用指針では親族への支出を妨げる規定に

はなっていないこと、雇用契約書が作成されており、勤務実績について議員に確認したこと、会派保管の勤務実績表により就労実態を確認したことの説明があった。

これらによると、当該人件費の支出については、運用指針への抵触は認められなかった。

### (3) 結論

以上のとおり、平成25年度の政務活動費の支出に係る請求事項について、政務活動費を充てることができる経費の範囲を明らかに逸脱するものは認められない。よって、請求人の主張には理由がないものと判断し、本件請求は棄却する。

資料1 県政調査費・政務活動費返還請求一覧（事実証明書 1）

県政調査費・政務活動費返還請求一覧

民主党集計表

年度	議員名	科目	内容	金額	備考
25	民主党会派	人件費	25年2月分人件費	90,500	
			25年3月分人件費	122,560	
			合計	213,060	

年度	議員名	科目	内容	金額	備考
25	中川 浩	人件費	25年度分人件費	192,672	
		広報費	広報紙印刷、ポスティング代、ウェブ作成費、年間管理費代	2,204,225	
		事務所費	政務事務所契約	170,800	
		交通費	定期券購入	63,829	
			合計	2,631,526	

年度	議員名	科目	内容	金額	備考
24	中川 浩	人件費	24年度分人件費	303,456	
			合計	303,456	

年度	議員名	科目	内容	金額	備考
23	中川 浩	人件費	23年度分人件費	204,480	
			合計	204,480	

刷新の会集計表

年度	議員名	科目	内容	金額	備考
25	井上 航	交通費	車両リース代	485,520	
		交通費	車両リース代	736,440	
	石田 昇	事務所費	政務事務所	1,020,000	
		人件費	職員・臨時職員	3,520,938	
		事務所費	応接セット	89,590	
	江野幸一	事務所費	ワイヤレスマイク等	196,188	
	中屋敷慎一		PC代、車載用アンプ	215,192	
	鈴木正人		PC代、車載用アンプ	367,368	
藤沢慎也	PC代		105,230		
			合計	6,736,466	

年度	議員名	科目	内容	金額	備考
24	井上 航	交通費	車両リース代	485,520	
		交通費	車両リース代	736,440	
	石田 昇	事務所費	政務事務所	1,020,000	
		人件費	職員・臨時職員	3,521,890	
			合計	5,763,850	

年度	議員名	科目	内容	金額	備考
23	井上 航	交通費	車両リース代	202,300	
		交通費	車両リース代	675,427	
	石田 昇	事務所費	政務事務所	935,000	
		人件費	職員・臨時職員	3,213,714	
			合計	5,026,441	

議員名 中川 浩

25年度

日付	科目	支出金額	資料ページ	25年度
26.3.31	広報費	700,727	732~733	広報紙ポスティング代として3月31日地域広告社レッツクラブに代金を振り込んでいるが、見積書による振込で、実際には新聞が持ち込まれたの4月15日であり、年度内に配布が完了していなかった。これは地方自治法第208条違反。
26.3.31		65,100	734	印刷工房弁慶の領収書に印刷代として内訳が記入してあるが、本人の内訳記入は「ひろし新聞139号」としている。同社調査の結果、この新聞は4月15日納品であり、年度内に仕上がっておらず支払いをしたのは地方自治法第208条違反。
26.3.31		908,145	730~731	ひろし新聞139号代金の振込としているが、上記のとおり④この新聞は翌年度4月15日納入であり、年度内に仕上がっておらず支払いをしたのは地方自治法第208条違反。
26.3.31		364,770	726~727	新規ウェブサイト作成費として405300円を(有)アイ電気テクノ・クルーズに対し現金で支払いしているが、同ウェブがアップされたのが4月に入ってからであり、その後内容の修正が入っていることから完成品としての納品されたものではなく、支払いは地方自治法第208条違反。
26.3.31		165,483	728~729	ウェブサイト年間管理費として(有)アイ電気テクノ・クルーズに対し183,450円を振り込んでいるが、これは翌年度分の年間管理費であり、支払いは地方自治法第208条違反。
合計		2,204,225		

日付	科目	支出金額	資料ページ	請求事由
26.3.31	事務所費	170,800	414~416	(有)サンバーディを仲介とし、事務所の契約をしており、領収書の日付は26年3月31日となっているが、賃貸精算書の契約日は4月1日となっており、25年度としての予算執行とは認められず、地方自治法第208条違反。また、本人は別紙ホームページの写しのとおり4月1日から2日にかけて福島原発、三陸方面に視察に行っており、4月1日から事務所を借りる必然性はなかった。事実関係調査のため訪問した不動産会社の高鳥修会長によると「本人は高い安いの問題ではなく、期間内に予算は消化しなければならない。」とコメントしていたということであった。つまり、予算消化のために事務所を借りたということを表している。
合計		170,800		

日付	科目	支出金額	資料ページ	請求事由
26.3.22	交通費	33,593	599	西武鉄道及び東日本旅客鉄道の定期券を3月27日から6か月分購入しているが、これは翌年度分であり、27日から31日までの必要な分は切符で購入すべきであったので地方自治法208条違反。
26.3.23		30,236	600	
合計		63,829		

議員名 中川 浩 平成23年度 人件費

日付	曜日	支出金額	資料ページ	請 求 事 由
23.6.10	金	10,560	58～59	政務事務所は開設しておらず、就業場所がなく就業実態を示す資料の添付もない。これは不適切な支出に当たる。※印は休日に当たり、支払いに疑問。
23.7.10	日※	4,800	106～107	
23.8.10	水	21,120	152～153	労働基準法第15条の絶対的明示事項である③始業及び就業の時刻、超過勤務の有無、④休憩時間、休日、休暇等に関する事項⑤賃金の決定、計算及び支払方法昇給に関する事項等最低限明示しなければならないものが明示されず同法違反。さらに労働の実態も把握できないので月給として支払は不適切。※印は休日に当たり、支払いに疑問。
23.9.10	土※	24,000	200～201	
23.10.10	月	24,000	240～241	
23.11.10	木	24,000	278～279	
23.12.10	土※	24,000	327～328	
24.1.10	火	24,000	378～379	
24.2.10	金	24,000	426～427	
24.3.19	月	24,000	493～494	
合計		204,480		

議員名 中川 浩 平成24年度 人件費

日付	曜日	支出金額	資料ページ	請 求 事 由
24.7.2	月	76,116	127～128	労働基準法第15条の絶対的明示事項である③始業及び就業の時刻、超過勤務の有無、④休憩時間、休日、休暇等に関する事項⑤賃金の決定、計算及び支払方法昇給に関する事項等最低限明示しなければならないものが明示されず同法違反。さらに労働の実態も把握できないので月給として支払は不適切。また、賃金の複数月まとめでの支払いは労基法第24条2項違反。
4～6月分				
24.10.9	火	75,780	263～264	
7～9月分				
25.2.4	月	75,780	432～433	
10～12月分				
25.3.29	金	75,780	523～524	
1～3月分				
合計		303,456		

議員名 中川 浩 平成25年度 人件費

日付	曜日	支出金額	資料ページ	請 求 事 由
25.7.12	金	96,336	188～189	労働基準法第15条の絶対的明示事項である③始業及び就業の時刻、超過勤務の有無、④休憩時間、休日、休暇等に関する事項⑤賃金の決定、計算及び支払方法昇給に関する事項等最低限明示しなければならないものが明示されず同法違反。さらに労働の実態も把握できないので月給として支払は不適切。また、賃金の複数月まとめでの支払いは労基法第24条2項違反。
4～7月分				
25.11.26	水	96,336	394～395	
8～11月分				
合計		192,672		

合計 3,139,462円

議員名 江野幸一 25年度

日付	科目	内訳	支出金額	資料ページ	請求事由
26.3.28	事務費	ワイヤレスメガホン、チューナーユニット	38,306	973～977	ワイヤレスメガホン、チューナーユニット等はセットで使うものであり、備品購入の上限額を逃れるために別々に購入したように偽装するのは不適切支出である。
		ワイヤレスメガホン、チューナーユニット	38,306		
		車載用アンプ	34,682		
		ワイヤレスマイク、スピーカー	42,447		
		ワイヤレスマイク、スピーカー	42,447		
		合計	196,188		

議員名 中屋敷慎一 25年度

日付	科目	内訳	支出金額	資料ページ	請求事由
26.3.7	事務費	車載用アンプ	42,400	882	車載用アンプ、スピーカー、キャリアは一体で使用するものであり、備品購入の上限額を逃れるために別々に購入したように偽装するのは不適切支出である。
26.3.19		車載用スピーカー	49,931	915	
		車載用スピーカー	49,931	916	
36.3.28		車載用キャリア	26,650	962	
		iPAD、USBアダプター	8,449	961	
	iPAD代	37,831	960		
		合計	215,192		

議員名 鈴木正人 25年度

日付	科目	内訳	支出金額	資料ページ	請求事由
26.3.18		PC代	46,883	903～905 907～912	パソコンとソフト代は一体して使用するものであり、備品購入の上限額を逃れるために別々に購入したように偽装するのは不適切支出である。
		インストール代	36,908		
		ソフト代	44,888		
26.3.27	事務費	タブレットPC代	42,500	947	購入額5万円は備品となり、購入は不適切となる。
		ワイヤレスマイク、スタンド	42,447	949～953	ワイヤレスメガホン、チューナーユニット等はセットで使うものであり備品購入の上限額を逃れるために別々に購入したように偽装するのは不適切支出である。
		ワイヤレスメガホン、チューナーユニット	38,306		
		車載用アンプ	34,683		
		ワイヤレスメガホン、チューナーユニット	38,306		
		ワイヤレスマイクスタンド、スピーカー、マイクロホン	42,447		
			合計	367,368	

議員名 藤沢慎也 25年度

日付	科目	内訳	支出金額	資料ページ	請求事由
26.3.18	事務費	パソコン代	45,430	913～914	パソコンとディスプレイは一体で使用するものであり、また同様にソフトがなければ利用できない。備品購入の上限を逃れるために別々に購入したように偽装するのは不適切支出である。
		ディスプレイ代	15,177		
26.3.20		パソコンソフト代	44,623	923	
		合計	105,230		

議員名 石田 昇 25年度

日付	科目	内訳	支出金額	資料ページ	請 求 事 由
25.12.28	事務費	応接ソファ	29,580	697～699	応接テーブルとソファは一体で購入しており、5万円を超える備品は政務活動費では購入を認めていないので不適切な支出である。
		応接ソファ	29,580		
		応接テーブル	30,430		
		合計	89,590		

議員名 石田 昇 25年度

日付	科目	内訳	支出金額	資料ページ	請 求 事 由	
25.4.30	事務所費	川口市辻1152石田切手交友会の1F	255,000	34～35		
25.5.31				4月末支払		
25.6.28			255,000	140～141		
25.7.31				7月末支払		
25.8.30				255,000		235～236
25.9.30						10月末支払
25.10.31			255,000	P346～347		
25.11.29				1月末支払		
25.12.27						
26.1.30						
26.2.28						
26.3.31						
		合計	1,020,000			

議員名 石田 昇 25年度

日付	科目	内訳	支出金額	資料ページ	請 求 事 由
25.4.30	人件費	臨時職員	73,950	26～28	支払いを証明する資料の添付がなく、源泉徴収、雇用保険の加入がないことから不適切な支払いである。
25.4.30		職員	659,022	31～32	
25.5.31				4月末支払	
25.6.28		73,100	73,950	52～54	
25.5.31				臨時職員	
25.6.28		659,022	659,022	111～112	
25.7.31				職員	
25.8.30		73,950	73,950	113～115	
25.9.30				B	
25.7.31		73,950	73,950	135～137	
25.8.30				臨時職員	
25.9.30		73,950	73,950	159～161	
25.10.31				臨時職員	
25.10.31		73,950	73,950	189～191	
25.11.29				臨時職員	
25.11.29		659,022	659,022	192～193	
25.12.27				職員	
25.12.27		73,950	73,950	215～217	
25.11.29				臨時職員	
25.12.27		73,100	73,100	239～241	
26.1.31				臨時職員	
26.1.31		659,022	659,022	270～271	
26.2.28				職員	
26.3.31		73,100	73,100	272～274	
26.1.31	臨時職員				
26.2.28	73,950	73,950	295～297		
26.2.28			臨時職員		
26.3.31	73,950	73,950	321～323		
26.3.31			臨時職員		
		合計	3,520,938		



議員名 石田 昇 平成25年度

日付	科目	内訳	金額	資料ページ	請 求 事 由
25.4.30	交通費	日産オートクレジットによる車両リース	61,370	5~7	本人はリースとしているが残価型クレジット契約であり、領収書や口座引き落としの資料、契約書の添付もなく不適法な支出に当たる。
25.5.27			61,370		
25.6.27			61,370		
25.7.29			61,370	20~22	
25.8.27			61,370		
25.9.27			61,370		
25.10.28			61,370	43~45	
25.11.27			61,370		
25.12.27			61,370		
26.1.27			61,370	62~64	
26.2.27			61,370		
26.3.27			61,370		
合計			736,440		

議員名 井上 航 平成25年度

日付	科目	内訳	金額	資料ページ	請 求 事 由
25.4.5	交通費	車両リース	40,460	1~3	(株)ホンダファイナンスに対し、カーリースの申し込みはしているが、添付書類は申込書であり、契約書ではない。従ってリース契約が成立しているかどうかの判断がつかず、不適切な支払いである。
25.5.7			40,460		
25.6.5			40,460		
25.7.5			40,460	17~19	
25.8.5			40,460		
25.9.5			40,460		
25.10.7			40,460	37~39	
25.11.5			40,460		
25.12.2			40,460		
26.1.6			40,460	53~55	
26.2.5			40,460		
26.3.5			40,460		
合計			485,520		

議員名 石田 昇 24年度

日付	科目	内訳	支出金額	資料ページ	請 求 事 由		
24.4.27	事務所費	川口市辻 1152石田切 手交友会の 1F	255,000	45～46	同所の不動産登記簿謄本によると、土地は本人と家族の共有、建物は親族所有となっており、不適切な支出である。		
24.5.31				4月未支払			
24.6.29			255,000	174～175			
24.7.31				7月未支払			
24.8.31			255,000	296～297			
24.9.28				10月末支払			
24.10.31			255,000	417～418			
24.11.30				1月未支払			
24.12.28			合計	1,020,000			
25.1.31							
25.2.28							
25.3.29							

議員名 石田 昇 24年度

日付	科目	内訳	支出金額	資料ページ	請 求 事 由	
24.4.27	人件費	臨時職員	73,950	39～41	支払いを証明する資料の添付がなく、源泉徴収、雇用保険の加入がないことから不適切な支払いである。	
24.4.27		職員	659,685	37～38		
24.5.31				4月未支払		
24.6.29		臨時職員	73,100	74～76		
24.5.31				73,100		105～107
24.6.29		職員	659,685	145～146		
24.7.31				7月未支払		
24.8.31		臨時職員	73,950	147～149		
24.9.28				73,100		175～177
24.7.31				73,100		200～202
24.8.31				73,100		236～238
24.10.31		職員	659,685	234～235		
24.9.28				10月末支払		
24.11.30		臨時職員	73,950	264～266		
24.12.28				73,950		294～296
25.1.31		職員	659,685	324～325		
24.11.30				1月未支払		
25.2.28		臨時職員	73,950	326～328		
25.3.29				73,950		353～355
25.1.31				73,950		376～378
25.2.28		合計	3,521,890			
25.3.29						

議員名 石田 昇

平成24年度

日付	科目	内訳	金額	資料ページ	請 求 事 由			
24.4.27	交通費		61,370	5~7	本人はリースとしているが残価型クレジット契約であり、領収書や口座引き落としの資料、契約書の添付もなく不適法な支出に当たる。			
24.5.27			61,370					
24.6.27			61,370					
24.7.27			61,370	23~25				
24.8.27			61,370					
24.9.27			61,370					
24.10.29			61,370	40~42				
24.11.27			61,370					
24.12.27			61,370					
25.1.28			61,370	55~57				
25.2.27			61,370					
25.3.27			61,370					
合計			736,440					

議員名 井上 航

平成24年度

日付	科目	内訳	金額	資料ページ	請 求 事 由			
24.4.5	交通費		40,460	2~4	(株)ホンダファイナンスに対し、カーリースの申し込みはしているが、添付書類は申込書であり、契約書ではない。従ってリース契約が成立しているかどうかの判断がつかず、不適切な支払いである。			
24.5.6			40,460					
24.6.5			40,460					
24.7.5			40,460	19~21				
24.8.6			40,460					
24.9.5			40,460					
24.10.5			40,460	34~36				
24.11.5			40,460					
24.12.5			40,460					
25.1.7			40,460	51~53				
25.2.5			40,460					
25.3.5			40,460					
合計			485,520					

議員名 石田 昇 23年度

日付	科目	内訳	支出金額	資料ページ	請 求 事 由		
23.5.31	事務所費	5月分	85,000	70～71			
23.6.30		6月分	85,000	94～95			
23.7.31		7月分	85,000	146～147			
23.8.31		8月分	85,000	186～187			
23.9.30		9月分	85,000	224～225			
23.10.31		10月分	85,000	265～266			
23.11.30		11月分	85,000	303～304			
23.12.31		12月分	85,000	346～347			
24.1.31		1月分	85,000	384～385 1月末支払			
24.2.29		2月分	85,000				
24.3.30		3月分	85,000				
			合計	935,000			

議員名 石田 昇 23年度

日付	科目	内訳	支出金額	資料ページ	請 求 事 由		
23.5.31	人件費	職員	439,348	47～48	支払いを証明する資料の添付がなく、源泉徴収、雇用保険の加入がないことから不適切な支払いである。※印は勤務報告書の添付なし。		
23.6.31							
23.5.31		臨時職員	65,450	49～51			
23.6.30							
23.7.29		職員	659,022	122～123 7月29日支払			
23.8.31							
23.9.30		臨時職員	72,250	124～125※			
23.7.29							
23.8.31						74,800	155～156※
23.9.30						73,950	184～185※
23.10.31		職員	659,022	222～223 10月31日支払			
23.10.31						73,100	224～226
23.11.30		臨時職員	73,950	257～259			
23.12.28						72,250	289～291
24.1.31		職員	659,022	332～333 1月31日支払			
24.2.29							
24.3.30		臨時職員	73,100	334～336			
24.1.31							
24.2.29						73,950	374～376
24.3.30			73,100	408～410			
			合計	3,213,714			

議員名 石田昇

平成23年度

日付	科目	内訳	金額	資料ページ	請求事由
23.5.31	交通費		59,500	5~6	車両リース代契約の相手方は衛石田綜建興業リース契約は5月1日としているが、5月25日にタクシーを利用しており、リース契約は遡って行われたと思われる。
23.6.30			59,500	9~10	
23.7.27			65,467	11~13	日産オートクレジット利用リースではなくクレジット扱い。別途契約書があるべき。引き渡し日の記入なし。
23.8.29			61,370	16~18	
23.9.27			61,370	21~23	
23.10.27			61,370	26~28	
23.11.28			61,370	31~33	
23.12.27			61,370	38~40	
24.1.27			61,370	47~49	
24.2.27			61,370		
24.3.27			61,370		
			合計	675,427	

議員名 井上航

平成23年度

日付	科目	内訳	金額	資料ページ	請求事由
23.12.5	交通費		80,920	35~37	㈱ホンダファイナンスに対しカーリースの申し込みはしているが添付書類は申し込み書であり、契約書ではない。従ってリースが成約しているか判断がつかず不適切な支出である。
24.1.5			40,460	41~43	
24.2.6			40,460	52~54	
24.3.5			40,460	58~60	
		合計	202,300		

資料2 埼玉県政務活動費の交付に関する条例 別表（第二条関係）

政務活動に要する経費

分類	経費	内容
調査研究・政策立案活動費	調査研究費	政務活動として行われる調査研究（他の者に委託して行わせるものを含む。）、視察、研修等の活動又は会派の所属議員（会派又は会派の所属議員が雇用する職員を含む。）の政務活動に資する研修等への参加に要する経費
	グループ活動費	政務活動として行われる議員連盟の活動への参加、会派会議（会派の内部又は他の会派との間で行われるものをいう。以下この表において同じ。）等の開催又は会派会議等への出席に要する経費
広聴・広報活動費	広聴費	政務活動として行われる各種団体等との意見交換、各種団体等が開催する会議、式典等への参加、行政関係者からの意見聴取、県民からの要望の聴取、アンケート調査等の活動又は政務活動として受ける県民からの相談に要する経費
	要請・陳情等活動費	政務活動として行われる国等への要請又は陳情、住民相談会等の活動に要する経費
	広報費	政務活動として行われる広報紙等又はインターネットによる情報発信、県政報告会、街頭広報等の活動に要する経費
経常的経費	人件費	政務活動のために雇用する職員又は臨時職員等に要する経費
	事務所費	会派の所属議員が政務活動のために使用する事務所の設置又は維持に要する経費
	事務費	政務活動のために必要な事務に要する経費
	資料購入・作成費	政務活動のために必要な資料の購入、作成又は利用に要する経費
	交通費	政務活動のために必要な移動等に要する経費

## 政務活動費の運用指針

（趣旨）

第1 この指針は、政務活動費の適正な運用を図るために各会派が参照すべき事項を定めるものとする。

（政務活動費を充当できる経費の主な例）

第2 会派又は会派の所属議員が政務活動費を充当できる経費の主な例については、埼玉県政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）別表に基づき、別記1のとおりとする。

（基本的な原則）

第3 政務活動費を充当する際の基本的な原則は、別記2のとおりとする。

（留意事項等）

第4 条例第2条で規定する別表について留意すべき事項等は、別記3のとおりとする。

（証拠書類）

第5 条例第7条第3項の規定により提出する証拠書類の写しについては、別記4のとおりとする。

（様式）

第6 条例第7条第3項の規定により証拠書類の写しを提出するときは、別記様式第1号及び別記様式第2号により行うものとする。

2 第3で規定する基本的な原則に基づき会派から議員へ包括的な委託を行う場合は、別記様式第3号により行うものとする。

（適用開始）

第7 この指針は、平成25年3月1日から施行された埼玉県政務活動費の交付に関する条例の規定に基づいて交付される政務活動費から適用する。

### 【参考】

条例第2条（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

政務活動費は、会派又は会派の所属議員が県政の課題若しくは県民の意思を把握し、又は県民の意見等を県政に反映させるために行う活動その他の住民の福祉の増進を図るために必要な活動（別表において「政務活動」という。）に要する経費として同表に定めるものに充てることができるものとする。

## 政務活動費を充当できる経費の主な例

【条例 別表】 政務活動に要する経費

分類	経費	内容	主な例
調査研究・政策立案活動費	調査研究費	政務活動として行われる調査研究(他の者に委託して行わせるものを含む。)、視察、研修等の活動又は会派の所属議員(会派又は会派の所属議員が雇用する職員を含む。)の政務活動に資する研修等への参加に要する経費	交通費、宿泊費、食事代、レンタカー・バス借上代(ガソリン代含む)、調査先入場料、調査先への土産代、傷害保険料、通訳・翻訳・速記代、講師等謝礼、会場・機器等借上代、看板代、茶菓代、参加費、資料購入費、資料作成費、調査研究等委託費、会派内・会派間の調査研究又は立案を目的としたグループの視察等参加費、調査研究に資するための年会費等
	グループ活動費	政務活動として行われる議員連盟の活動への参加、会派会議(会派の内部又は他の会派との間で行われるものをいう。以下この表において同じ。)等の開催又は会派会議等への出席に要する経費	交通費、宿泊費、食事代、レンタカー・バス借上代(ガソリン代含む)、通訳・翻訳・速記代、講師等謝礼、会場・機器等借上代、看板代、茶菓代、資料購入費、資料作成費、政務活動を主目的とする議員連盟の視察等参加費、会派会議等の開催経費及び出席等参加費等
広聴・広報活動費	広聴費	政務活動として行われる各種団体等との意見交換、各種団体等が開催する会議、式典等への参加、行政関係者からの意見聴取、県民からの要望の聴取、アンケート調査等の活動又は政務活動として受ける県民からの相談に要する経費	交通費、宿泊費、食事代、会場・機器等借上代、看板代、茶菓代、資料購入費、資料作成費、アンケート調査費、各種団体等との意見交換会等に必要の会費等
	要請・陳情等活動費	政務活動として行われる国等への要請又は陳情、住民相談会等の活動に要する経費	交通費、宿泊費、食事代、レンタカー・バス借上代、会場・機器等借上代、看板代、茶菓代、資料購入費、資料作成費等
	広報費	政務活動として行われる広報紙等又はインターネットによる情報発信、県政報告会、街頭広報等の活動に要する経費	広報紙・県政報告書等の印刷・製本代、原稿料、委託料、デザイン代、写真代、コピー代、はがき代、新聞折込み代、ポスティング代、送料、ホームページ・ブログ作成管理委託料、保守料、交通費、会場・機器等借上代、看板代、のぼり旗作成代、茶菓代、資料購入費、資料作成費、通訳・速記代、機材費、自動車リース代、道路使用許可申請手数料等
経常的経費	人件費	政務活動のために雇用する職員又は臨時職員等に要する経費	給料、賃金(臨時職員)、各種手当、社会保険料、負担金等
	事務所費	会派の所属議員が政務活動のために使用する事務所の設置又は維持に要する経費	賃借料、管理費、政務活動に必要な造作費、仲介手数料、礼金、清掃・修繕等維持管理費、ごみ処理代、セキュリティ代、事務所看板代、来客等駐車場賃借料、負担金等
	事務費	政務活動のために必要な事務に要する経費	事務用品代(文具・コピー用紙等)、備品購入費、備品等修理費、事務機器リース・保守料、固定電話使用料、携帯電話使用料、インターネット接続経費・使用料、ケーブルテレビ利用料、光熱水費、送料、茶菓代、名刺代、負担金等
	資料購入・作成費	政務活動のために必要な資料の購入、作成又は利用に要する経費	書籍・報告書等購入費、ビデオテープ・DVD・CD・ROM等購入費、有料データベース代、コピー代、印刷・製本代、原稿料、写真代、パネル代、新聞・雑誌購読料、事典辞書・法令集等購入費、電子書籍・新聞の電子版など電子データ利用料、会員制オンラインサービスから情報提供を受ける場合の会費等
	交通費	政務活動のために必要な移動等に要する経費	電車代、バス代、タクシー代、高速道路料金、駐車場代、ガソリン代、自動車の維持管理費、自動車リース代等



## 政務活動費を充当する際の基本的な原則

### 1 社会通念上妥当な範囲内の実費に充当するものであること

- ① 政務活動費は議員の職務の一環として行う調査研究その他の活動に資するために支出する経費であり、社会通念上妥当な範囲内に充当しなければならない。
  - ・ 議員本人の食事代は、会議・会合等の際に必要性がある場合に充当することができる。
- ② 政務活動費は、政務活動に実際に要した経費(実費)に充当することを原則とする。
- ③ 配偶者、被扶養者、同居者など生計を一にする者や自らが代表者・役員等の地位にある法人に対する支出は、実費の弁償ではないとみなされるおそれがあるため慎重な対応を要する。

### 2 資産形成につながるものでないこと

- ① 不動産、車等の高額な物品の購入に充てることはできない。
- ② 政務活動のために必要な事務所の造作を行う以外は、事務所の改修・改造費用など資産価値を高めたり、資産形成につながるおそれのある支出に政務活動費を充当することはできない。

### 3 関係書類を整理・保管すること

- 活動内容や証拠書類の整理・保管を行わなければならない。
  - ・ 外部団体等への調査委託、補助職員の雇用、事務所の借り上げ、自動車や高額備品のリースなどについては、契約書を作成すること。
  - ・ 会派又はその所属議員の調査研究の内容及び経費の内訳を記載した調査研究報告書とその添付書類などの書類については、必ず会派において整理・保管すること。
  - ・ 会派の政務活動費経理責任者が保管する会計帳簿や証拠書類の保存期間は、議長の保存期間を参考に、会派で決定しておくこと。

#### 4 会派から議員への委託手続

- 会派の所属議員が個々に行う政務活動に政務活動費を充てるに当たっては、会派から所属議員に対し、政務活動に関する包括的あるいは個別的な委託の手続きを行うことが望ましい。
- ・ 会派は当該議員の支出に係る領収書等の証拠書類をもとに、経費の支出が条例に合致していることを確認すること。

#### 5 按分の考え方

- 政務活動費は、政務活動のみに充当できる。  
政党活動や後援会活動等と混在する場合は、議員の活動実態に応じて会派が定めた割合により按分して充当することができる。

#### 6 公職選挙法等他の法令に抵触しない支出に充当すること

- 会議・会合等を開催する場合の留意点  
飲食を伴う会議や会合等を開催する場合には、十分留意する必要がある。

出席者	食事の提供	食事に関する出席者の実費負担	湯茶、通常程度の茶菓の提供
選挙区内にある者	×	○	○
選挙区外にある者	○	○	○

- 会議・会合等に参加する場合の留意点  
選挙区内の各種団体等が主催する会議・会合等に参加する場合、会費制の会議・会合等における「会費」以外の支出を行うことは、禁止された寄附に該当することになる。

#### 7 政務活動費を充当するのに適しない例

- 政党活動への支出、選挙活動への支出、後援会活動への支出、私的経費への支出

経 費	広報費
内 容	政務活動として行われる広報紙等又はインターネットによる情報発信、県政報告会、街頭広報等の活動に要する経費
例 示	広報紙・県政報告書等の印刷・製本代、原稿料、委託料、デザイン代、写真代、コピー代、はがき代、新聞折込み代、ホスティング代、送料、ホームページ・ブログ作成管理委託料、保守料、交通費、会場・機器等借上代、看板代、のぼり旗作成代、茶菓代、資料購入費、資料作成費、通訳・速記代、機材費、自動車リース代、道路使用許可申請手数料等

#### 留 意 事 項 等

##### 1 対象となる活動の例

- (1) 広報紙、県政報告書等の発行
- (2) ホームページ、ブログ等の作成・管理
- (3) 県政報告会、政策講演会、対話集会等
- (4) 街頭・駅頭や広報車での活動等

##### 2 留意事項

###### (1) 広報紙、県政報告書等

- ① 主に県民を対象として会派が発行した県政に関する広報紙等であること(原則として会派名を記載すること)。
- ② 県民等からの意見・要望等を受け付けるための電話番号、電子メールアドレス等を記載すること。
- ③ 政務活動とその他の活動とが混在する場合は、その割合に応じて充当すること。
- ④ 発行した広報紙等の現物又は写しを議長に提出すること。
- ⑤ 広報紙等の発行に要する経費として、送料、新聞折込み代、ホスティング代に政務活動費を充当することができる。

###### (2) ホームページ、ブログ等

- ① 会派又は所属議員が作成するもので、主に県民を対象とし、県政に関連した内容であること。
- ② 政務活動とその他の活動とが混在する場合は、その割合に応じて充当すること。

(3) 県政報告会、街頭広報等

① 交通費

- バス・電車代：乗車賃のほか特急料金等(新幹線料金、グリーン料金を含む)に充当できる。  
Suica(スイカ)等プリペイド式カード利用の場合は、「経常的経費」の「交通費」に一括計上することができるものとする。
- タクシー等：効率的で円滑な活動が行える場合に充当できる。
- ガソリン代：「経常的経費」の中の「交通費」に一括計上すること。
- 駐車場代・高速道路代に充当できる。ETCカード利用の場合は、「経常的経費」の「交通費」に一括計上することができるものとする。
- バス・電車・タクシー代については乗車区間を明記することが望ましい。

② 茶菓代

- 県政報告会等に伴う茶菓代に充当できる。
- 公職選挙法に抵触しない範囲であること。
- 社会通念上妥当な金額の範囲内で充当できる。

③ 看板、のぼり旗

- 広報車の看板の表記は、公職選挙法に抵触しない範囲であるとともに、会派の名称を記載すること。
- 県政報告会等における看板やのぼり旗の表記は、公職選挙法に抵触しない範囲であるとともに、会派の名称を記載すること。
- 政務活動以外の活動にも使用する場合は按分により充当すること。

経 費	人件費
内 容	政務活動のために雇用する職員又は臨時職員等に要する経費
例 示	給料、賃金(臨時職員)、各種手当、社会保険料、負担金等

留 意 事 項 等
<p>1 対象となる職員等</p> <p>(1) 政務活動を補助する業務(受付・接遇業務、資料整理・集計等)に従事する者の人件費について計上すること。</p> <p>(2) 常時雇用の職員及び一時雇用の臨時職員(アルバイト等)の給料等に政務活動費を充てることができる。</p> <p>2 留意点等</p> <p>(1) 賃金(臨時職員)</p> <p style="padding-left: 20px;">○ 労働時間×時間単価により算出すること。</p> <p>(2) 各種手当</p> <p style="padding-left: 20px;">○ 雇用契約書等に手当の種類、金額について定めておくこと。</p> <p>(3) 負担金</p> <p style="padding-left: 20px;">① 雇用主が会社又は議員以外の者の場合に雇用主に対して支払う。</p> <p style="padding-left: 20px;">② 負担金に関する契約書類を作成すること。</p>

経 費	事務所費
内 容	会派の所属議員が政務活動のために使用する事務所の設置又は維持に要する経費
例 示	賃借料、管理費、政務活動に必要な造作費、仲介手数料、礼金、清掃・修繕等維持管理費、ごみ処理代、セキュリティ代、事務所看板代、来客等駐車場賃借料、負担金等

留 意 事 項 等	
<p><b>1 事務所の要件</b></p> <p>○ 政務活動のため必要な事務所としての外形(看板・表示等)及び機能(事務スペース、応接スペース、事務用備品等)を有すること。</p>	
<p><b>2 留意事項</b></p> <p>(1) 事務所の所有者が、配偶者、被扶養者、同居者など生計を一にする者又は自らが代表者・役員等の地位にある法人である場合は、誤解を招かぬような対応が必要である。</p> <p>(2) 賃貸借契約書等の関係書類を整理保管すること。</p> <p>(3) 賃借料</p> <p>○ 自己の所有物件には充当できない。</p> <p>(4) 仲介手数料・礼金</p> <p>○ 初期経費に充当できるが、敷金等解約時に返還される性格のものには充当することができない。</p> <p>(5) 清掃・修繕等維持管理費</p> <p>○ 事務所の維持管理に必要な清掃・修繕等の経費に充当できる。</p> <p>(6) 負担金</p> <p>① 会社等が事業用に借りている事務所を利用する場合にその会社等に支払う。</p> <p>② 負担金に関する契約書類を作成すること。</p>	

経 費	事務費
内 容	政務活動のために必要な事務に要する経費
例 示	事務用品代(文具・コピー用紙等)、備品購入費、備品等修理費、事務機器リース・保守料、固定電話使用料、携帯電話使用料、インターネット接続経費・使用料、ケーブルテレビ利用料、光熱水費、送料、茶菓代、名刺代、負担金等

**留 意 事 項 等**

**留意事項**

**1 備品購入費**

- 5万円を超える場合には充当できない。

**2 光熱水費**

- 独立した事務所以外にも使用する場合には、面積で按分すること。

**3 茶菓代**

- (1) 県民等からの相談や要望等を聴取するために必要な場合は、充当することができる。
- (2) 公職選挙法に抵触しない範囲であること。
- (3) 社会通念上妥当な金額の範囲内で充当できる。

**4 負担金**

- (1) 会社等が事業用に借りている事務所を利用している場合等で、事務所の事務用リース機器などを利用する場合に会社等に支払う。
- (2) 負担金に関する契約書類を作成すること。

- 5 政務活動との関連性及び有用性を有する範囲内で、充当することができる。政務活動以外の活動にも使用する場合は、按分により充当すること。

経 費	交通費
内 容	政務活動のために必要な移動等に要する経費
例 示	電車代、バス代、タクシー代、高速道路料金、駐車場代、ガソリン代、自動車の維持管理費、自動車リース代等

留 意 事 項 等	
<p><b>留意事項</b></p> <p>1 議員が別に費用弁償を受ける場合には、政務活動費を充当できない。</p> <p>2 電車代、バス代</p> <p>(1) 乗車賃のほか、特急料金等(新幹線料金、グリーン料金を含む)に充当できる。</p> <p>(2) Suica(スイカ)等のプリペイド式カードについては、使用履歴に基づき充当できるとし、本経費に一括計上することができる。</p> <p>3 タクシー代</p> <p>○ 効率的で円滑な活動が行える場合に充当できる。</p> <p>4 駐車場代</p> <p>○ 事務所用の日常的な駐車場代は「事務所費」に計上すること。</p> <p>5 ガソリン代</p> <p>(1) ガソリン代は本経費に一括計上すること。ただし、「調査研究・政策立案活動費」、「広聴・広報活動費」に計上する視察において利用したレンタカー等のガソリン代についてはそちらに計上すること。</p> <p>(2) 会期中に給油した分には充当できない。</p> <p>6 高速道路代</p> <p>○ ETCカード利用の場合は、本経費に一括計上することができる。</p> <p>7 自動車の維持管理費</p> <p>(1) 自家用車及びリース車の日常の維持管理費用(自動車諸税、車検費用、自賠責保険、オイル等の消耗品)に充当できる。</p> <p>(2) 任意保険料や事故修理費用に係る経費には充当できない。</p>	



## 8 自動車リース代

- (1) リース期間満了後に所有権が会派、議員、配偶者・被扶養者・同居者など生計を一にする者、自らが代表者・役員等の地位にある法人等に移転する場合は、資産形成につながるため充当できない。
- (2) 任意保険料や事故修理費用に係る経費には充当できない。

## 証拠書類

埼玉県政務活動費の交付に関する条例第7条第3項の規定により議長へ写しを提出する証拠書類には、次のものがある。

### (1) 領収書等

#### ① 領収書等の例

領収書、レシート、口座振込記録(例:ATM利用明細)、口座引落記録(例:預金通帳) ※ 原則として領収書を徴するものとする。

#### ② 領収書に一般的に記載されている事項

ア 年月日

イ 金額

ウ 用途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)

エ 発行者

オ 宛名(会派名又は議員名)

#### ③ 領収書等は「領収書等貼付用紙」に貼付し、その写しを議長に提出するものとする。

領収書等に用途、宛名など②に掲げた一般的記載事項の一部が記載されていない場合は、「領収書等貼付用紙」の余白に補記する。

「領収書等貼付用紙」の用途欄に用途を記入する際は、運用指針1ページ「政務活動費を充当できる経費の主な例」を参考にすること。

#### ④ 按分した場合は、積算方法を「領収書等貼付用紙」の余白に記載する。

### (2) 支出証明書

- 領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

### (3) 海外視察報告書

- 議員が政務活動費を使用して海外視察を行った場合には、必ず視察報告書を作成し、領収書等の写しと併せて議長に提出するものとする。

### (4) 広報紙、県政報告書等

- 発行した広報紙等は、領収書等の写しとともに議長に提出するものとする。なお、提出した領収書等の写しと広報紙等の関係が明らかになるよう整理すること。